

「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」

—目次—

- 1 共通事項
- 2 旧基準からの移行の場合
- 3 授産基準からの移行の場合
- 4 指導指針からの移行の場合
- 5 老健準則からの移行の場合
- 6 就労基準からの移行の場合
- 7 新病院準則からの移行の場合
- 8 旧病院準則からの移行の場合
- 9 訪看準則からの移行の場合
- 10 経理規程準則からの移行の場合
- 11 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準からの移行の場合

【参考】経理規程準則を適用していた社会福祉法人における移行時の仕訳一覧

* 「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」で使用する略称は次のとおりとする。

- ・会計基準：社会福祉法人会計基準
- ・注解：社会福祉法人会計基準注解
- ・運用指針：「(別紙1) 社会福祉法人会計基準適用上の留意事項 (運用指針)」
- ・移行時の取扱い：「(別紙2) 社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」

社会福祉法人が、会計基準適用前に採用していると考えられる次の会計の基準から会計基準に移行する場合の移行時の取扱いは以下によるものとする。

なお、「移行時の取扱い」において定めのない事項について、会計基準適用前に採用している会計処理方法から会計基準に定める会計処理方法への移行に際し調整する必要が生じた場合には、それぞれの会計処理方法の差異を十分考慮し、適切な方法により調整を行うものとする。

- ・「社会福祉法人会計基準の制定について 別紙 社会福祉法人会計基準」（平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号、以下「旧基準」という。）
- ・「授産施設会計基準の制定について 別紙 授産施設会計基準」（平成 13 年 3 月 29 日社援発第 555 号、以下「授産基準」という。）
- ・「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて 別紙 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」（平成 12 年 3 月 10 日老計第 8 号、以下「指導指針」という。）
- ・「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について 別添 介護老人保健施設会計・経理準則」（平成 12 年 3 月 31 日老発第 378 号、以下「老健準則」という。）
- ・「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて 別紙 就労支援の事業の会計処理の基準」（平成 18 年 10 月 2 日社援第 1002001 号、以下「就労基準」という。）
- ・「病院会計準則の改正について 別添 病院会計準則」（平成 16 年 8 月 19 日医政発第 0819001 号、以下「新病院準則」という。）
- ・「病院会計準則の改正について 別添 病院会計準則」（昭和 58 年 8 月 22 日医発第 824 号、以下「旧病院準則」という。）
- ・「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則の制定について 別添 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則」（平成 7 年 6 月 1 日老健第 122 号・保発第 57 号、以下「訪看準則」という。）
- ・「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則について」（昭和 51 年 1 月 31 日社施第 25 号、以下「経理規程準則」という。）

1 共通事項

(1) 会計基準への移行時における基本的な考え方

会計基準への移行に当たり、移行年度期首の貸借対照表残高を拠点区分ごとに把握した上で、会計の基準ごとに示す勘定科目比較表（別紙①、別紙②、別紙③、別紙④、別紙⑤、別紙⑥、別紙⑦、別紙⑧及び別紙⑬）に基づき、会計基準の勘定科目に組み替えた後、以下に示す移行時の取扱いにより必要となる会計処理を、移行年度期首における仕訳処理にて行うこととする。

経理規程準則から旧基準、指導指針等に移行した際に、平成12年2月17日付社援施第8号等の通知に基づく特例を使用した場合は、その特例に基づく結果を前提に今回の会計基準への移行を行うこととしても差し支えない。

(2) 会計基準移行年度の事業活動計算書及び貸借対照表における前年度との対比について

事業活動計算書（第2号の1様式）、拠点区分事業活動計算書（第2号の4様式）、貸借対照表（第3号の1様式）及び拠点区分貸借対照表（第3号の4様式）については、「当年度」及び「前年度」の比較形式で作成しなければならない。しかし、従来の基準と会計基準とでは、評価方法、財務諸表の表示区分等が異なる場合があるため、会計基準移行年度に限り、事業活動計算書、拠点区分事業活動計算書、貸借対照表及び拠点区分貸借対照表の前年度の数値の記載は不要とする。

(3) 会計基準移行年度における過年度分の収益又は費用の取扱いについて

現在、適用している会計の基準から会計基準へ移行するに当たり、評価基準及び評価方法等の相違から、計算される会計数値に差異が生ずる場合には、当該差異について調整を行うこととする。調整の結果、移行前の会計年度に生じていた収益又は費用若しくは収入又は支出（以下「過年度分の収益又は費用等」という。）については、原則として、事業活動計算書上は特別増減による収益又は費用として計上するものとする。ただし、重要性が乏しい場合にはサービス活動外増減による収益又はサービス活動外増減による費用として計上することができるものとする。

また、資金収支計算書上はその他の活動による収入及び支出として計上することとする。

事業活動計算書の特別増減による収益又は費用、資金収支計算書のその他の活動による収入及び支出における修正項目が複数になる場合には、特別増減による収益又は費用、その他の活動による収入及び支出における修正項目ごとに、性格を明らかにする名称を付した勘定科目を設けて計上する方法のほか、特別増減による収益又は費用、その他の活動による収入及び支出ごとにそれぞれ「会計基準移行に伴う過年度修正額」等の勘定科目を設けて計上する方法によることもできるが、後者に

よる場合は、その内訳科目を設け、又は内訳を注記することとする。

なお、過年度分の収益又は費用等について新たに設ける勘定科目は、事業活動計算書上は「その他の特別収益」又は「その他の特別損失」、また資金収支計算書上は「その他の活動による収入」又は「その他の活動による支出」の中区分勘定科目として設けることとする。

2 旧基準からの移行の場合

(1) 事業区分・拠点区分・サービス区分の設定

ア 事業区分の設定

旧基準の社会福祉事業会計単位、公益事業会計単位、収益事業会計単位を基礎としながら会計基準の「事業区分」を設定する。

なお、事業区分の設定に当たっては、拠点区分の設定が必要となることに留意する。

イ 拠点区分の設定

旧基準において、経理区分は法人本部及び定款に記載した社会福祉事業ごとに設定されているが、拠点区分の設定に当たっては、「運用指針」4に基づき一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とすることとする。

なお、「運用指針」4に規定する当該施設で一体的に実施されている公益事業については、当該施設の拠点区分に含めて会計処理することができる。

ウ サービス区分の設定

拠点区分において複数のサービスを実施している場合には、「運用指針」5に基づき「サービス区分」を設定する。

(2) 貸借対照表の組替え

旧基準においては、貸借対照表は会計単位ごとに作成することとされており、経理区分ごとに作成することは要請されていないが、貸借対照表残高を拠点区分ごとに把握するにあたり、経理区分ごとに把握できる場合は、それを利用することができる。

また、貸借対照表を拠点区分ごとに組み替える際には、併せて拠点区分ごとの移行年度の資金収支計算書の前期末支払資金残高及び拠点区分ごとの移行年度の事業活動計算書の前期繰越活動増減差額を設定することとする。なお、会計基準移行年度期首現在における拠点区分ごとの期首貸借対照表における流動資産から流動負債を控除した金額（ただし、引当金を除く。）と拠点区分ごとの移行年度の資金収支計算書の前期末支払資金残高が一致していること、拠点区分ごとの期首貸借対照表の次期繰越活動増減差額と拠点区分ごとの移行年度の事業活動計算書の前期繰越活動

増減差額が一致していることに留意すること。

(3) 有価証券に係る調整

有価証券については、旧基準では取得価額をもって貸借対照表価額とすることを原則としており、満期保有目的の債券に係る償却原価法の適用についても特に規定されていなかった。

これに対し、会計基準では、満期保有目的の債券等については、取得価額をもって貸借対照表価額とし、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額としなければならないこととされた。

なお、満期保有目的の債券については、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとされた。会計基準移行に当たり、有価証券については次の方法による調整を行うこととする。

- ① 会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、時価評価を適用するものに係る会計基準移行年度の前年度末の帳簿価額と前年度末の時価との差額は、過年度の収益又は費用等として調整することとする。
- ② 会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、償却原価法を適用するものに係る会計基準移行年度期首の帳簿価額と取得時から償却原価法を適用したこととして算定した移行年度期首の帳簿価額との差額は、過年度の収益又は費用等として調整することとする。

(4) ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合の調整

ファイナンス・リース取引（所有権移転ファイナンス・リース取引及び所有権移転外ファイナンス・リース取引）について、旧基準では通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理は特に規定されていなかったが、会計基準では原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされた。

会計基準への移行に当たり、従来売買処理されていないファイナンス・リース取引については、「運用指針」20（1）に基づき、会計基準移行年度において貸借借処理から売買処理へ変更することとするが、リース取引開始日が会計基準移行前の取引については、次のいずれかの方法による調整を行うこととする。

- ① 会計基準移行年度において、貸借借処理から売買処理に変更し、リース取引開始時から売買処理を適用した場合の会計基準移行年度期首までの減価償却累計額をリース料総額（現在価値へ割引後）から控除した金額をリース資産に、未経過リース料相当額（利息相当額控除後）をリース債務に計上する方法。

なお、リース資産計上金額とリース債務計上金額との差額は、過年度の収益又は費用として調整することとする。

- ② 会計基準移行年度における未経過リース料残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、会計基準移行年度期首に取得したものとしてリース資産、リース債務を計上する方法。未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とした場合は、会計基準適用後の残存期間における利息相当額については、利息法によらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる。
- ③ リース取引開始日が会計基準移行年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、従来賃貸借処理を行っていたものについては、当該リース契約が終了するまでの期間、引き続き賃貸借処理によることができるものとする。

（５）退職給付引当金に係る調整

従来、都道府県等の実施する退職共済制度に加入している法人が採用している退職給与引当金に係る会計処理として次の方法が挙げられる。

- ① 退職共済預け金は掛金累計額、退職給与引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ② 退職共済預け金、退職給与引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ③ 退職共済預け金、退職給与引当金共に掛金累計額で計上する方法

これに対し、会計基準では、下記④～⑥の方法を認めている。なお、期末退職金要支給額とは、都道府県等の実施する退職共済制度における約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額をいう。

- ④ 退職給付引当資産は掛金累計額、退職給付引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ⑤ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ⑥ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に掛金累計額で計上する方法

会計基準への移行に当たり採用できる会計処理の方法は、従来採用している会計処理の方法により次のように区分されるが、移行時に限り、従来採用している方法から会計基準で認められるそれぞれの方法への変更を認めることとする。

- ・従来、①を選択している法人
 - ④の方法を選択することを原則とするが、⑤又は⑥の方法に変更することも妨げない。
- ・従来、②を選択している法人
 - ⑤の方法に移行することを原則とするが、④又は⑥の方法に変更することも妨げない。
- ・従来、③を選択している法人
 - ⑥の方法に移行することを原則とするが、④又は⑤の方法に変更することも

妨げない。

なお、独自に退職金制度等を設けている場合においては、「運用指針」20（2）アに留意して退職給付引当金を計上することとする。

また、退職給付引当金を新たに計上する場合の会計基準変更時差異については、会計基準移行年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。

（6）その他の引当金に係る調整

旧基準では徴収不能引当金、賞与引当金、退職給与引当金以外のその他の引当金の計上が認められていたが、「運用指針」では、引当金については、当分の間、原則として徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金に限定されている。

会計基準への移行に当たり、会計基準移行年度の前年度末において計上されている徴収不能引当金、賞与引当金、退職給与引当金以外の引当金については全額取り崩すこととする。

なお、取崩金額は、事業活動計算書上、「移行時の取扱い」1（3）に基づき計上することとする。

（7）第4号基本金計上金額に係る調整

旧基準第31条第1項第4号で規定していた第4号基本金は、会計基準では廃止されたため、会計基準への移行に当たり第4号基本金計上額は、全額取り崩すこととし、取崩金額は事業活動計算書上繰越活動増減差額の部に「基本金取崩額・第4号基本金取崩額」という勘定科目を設けて計上することとする。

また、当該勘定科目は、旧基準で認められていた第4号基本金を移行年度において取り崩す場合に限り使用できる勘定科目である。

なお、移行時の特例として、第4号基本金の取崩金額を事業活動計算書上繰越活動増減差額の部に計上する方法に代えて、別紙⑮「4号基本金取崩調整表」に基づき、貸借対照表上、直接「次期繰越活動増減差額」若しくは「積立金」に組み替える取扱いを可能とする。その場合、財務諸表に対する注記（法人全体用）「15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」又は財務諸表に対する注記（拠点区分用）「12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」に、その旨を記載すること。

（8）国庫補助金等特別積立金取崩額の計算

旧基準では、減価償却費に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額は、国庫補助金等特別積立金の額を耐用年数で除した金額とされたとされたため、平成19

年 3 月 31 日以前に取得した固定資産については、耐用年数到来時には、当該固定資産の帳簿価額は取得価額の 10%となるが、国庫補助金等特別積立金の帳簿価額はゼロとなる状況が生じていた。

これに対し、会計基準では、国庫補助金等特別積立金取崩額は、支出対象経費（主として、減価償却費をいう。）の期間費用計上に対応して行う計算方法とされたことに伴い、固定資産の減価償却計算と国庫補助金等特別積立金の取崩計算における算式は同様のものを使用する。

会計基準への移行に当たり、原則として、固定資産の減価償却累計額と国庫補助金等特別積立金取崩額との調整を行うこととするが、重要性が乏しい場合には、この限りではない。

なお、介護保険事業について、「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について」（平成 12 年 12 月 19 日社援施第 49 号・老計第 55 号課長通知）に基づき、国庫補助金等特別積立金取崩額の計算に当たり指導指針の方法による処理の結果を旧基準の計算書類の計上額としている場合には、会計基準への移行に当たり特段の調整処理は不要である。

（9）設備資金借入金元金償還補助金に係る国庫補助金等特別積立金の設定

旧基準では、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの（以下、「設備資金借入金元金償還補助金」という。）について、国庫補助金等特別積立金の積立対象とはされていなかった。

これに対し、会計基準では、設備資金借入金元金償還補助金は国庫補助金等特別積立金の積立対象とされた。

ア 原則的方法

会計基準への移行に当たり、会計基準移行前の会計年度において、設備資金借入金元金償還補助金を受領している場合（償還補助予定額が確定している場合を含む）には、当該補助金について国庫補助金等特別積立金へ計上しなければならない。

会計基準への移行適用に当たっての国庫補助金等特別積立金の計上金額は、国庫補助金等がまだ入金されていない金額を含んで取崩しが先行するため、既に入金済みの国庫補助金等の総額から、償還補助予定額の総額（設備資金借入金の償還に係る補助が既に打ち切られている場合には、実際に入金された国庫補助金等の額）を基礎として会計基準移行度期首までの経過期間の減価償却累計額に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額の累計額を控除して算出する。

イ 移行時の特例

会計基準移行年度において償還補助金の対象となっている固定資産の耐用年数のほとんどが経過している等により、会計基準移行年度以降の取崩金額に重要性が乏しい場合には、当該補助金に係る国庫補助金等特別積立金の計上を行わないことができるものとする。

また、アの方法に代え、会計基準移行年度においては特段の調整処理を行わず、移行年度以降の会計年度において受領する設備資金借入金元金償還補助金について、受領会計年度で国庫補助金等特別積立金へ積み立て、移行年度以降において入金が予定されている設備資金借入金元金償還補助金の合計金額（以下、「補助金合計金額」という。）を基礎として支出対象経費（主として、減価償却費をいう。）の期間費用計上額に対応した金額を取り崩すこともできることとする。具体的には、例えば、主たる補助対象固定資産を特定し、補助金合計金額を主たる補助対象固定資産の残余耐用年数で除した金額を各事業年度の国庫補助金等特別積立金取崩額として計上する方法である。

さらに、移行年度以降の会計年度において入金が予定されている設備資金元金償還補助金の額について重要性が乏しい場合、各会計年度に受領する設備資金借入金元金償還補助金を国庫補助金等特別積立金に積み立て後、受領額全額を国庫補助金等特別積立金取崩額として計上することもできることとする。

この場合においても、土地の取得に係る設備資金元金償還補助金がある場合には、移行年度以前に受領した当該補助金の総額を国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。

なお、介護保険事業について、「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について」（平成 12 年 12 月 19 日社援施第 49 号・老計第 55 号課長通知）に基づき、設備資金借入金元金償還補助金に係る国庫補助金等特別積立金の設定について、指導指針の方法による処理の結果を旧基準の計算書類の計上額としている場合には、会計基準の適用に当たり特段の調整処理は不要である。

(10) 旧基準の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動について

旧基準の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動については、「旧基準と会計基準の勘定科目比較表」（別紙①）を参照するものとする。

3 授産基準からの移行の場合

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）附則第 41 条、第 48 条及び第 58 条の規定により、同法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、なお従前の例により運営をすることができることとされている身体障害者授産施設、

知的障害者授産施設及び精神障害者授産施設（以下、「授産施設」という。）については、就労基準において、「既に授産施設又は福祉工場を運営している法人であって、平成 18 年 10 月 1 日以降においても、法附則第 41 条、第 48 条及び第 58 条の規定する経過措置により新たな事業体系へ移行しない法人についても、平成 19 年 4 月 1 日以降に新たに開始する事業年度から就労支援事業会計処理基準を適用することとするが、これにより難しい場合には、経過措置期間中は、従前から採用している会計の基準によることとしても差し支えない。」こととされている。そのため、経過措置期間終了直前まで授産基準を適用する施設が考えられることから、授産基準から会計基準へ移行する場合の取扱いを示すこととする。

（１）事業区分・拠点区分・サービス区分の設定

ア 事業区分の設定

授産基準における授産施設会計単位は、会計基準の「社会福祉事業区分」を構成するものとする。

イ 拠点区分の設定

拠点区分の設定に当たっては、「運用指針」４に基づき一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって１つの拠点区分とすることとする。

なお、「運用指針」４に規定する当該施設で一体的に実施されている公益事業については、当該施設の拠点区分に含めて会計処理することができる。

ウ サービス区分の設定

拠点区分において複数の指定障害福祉サービスを実施している場合には、「運用指針」５に基づき「サービス区分」を設定する。

（２）有価証券に係る調整

有価証券については、授産基準では取得価額をもって貸借対照表価額とすることを原則としており、満期保有目的の債券に係る償却原価法の適用についても特に規定されていなかった。

これに対し、会計基準では、満期保有目的の債券等については、取得価額をもって貸借対照表価額とし、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額としなければならないこととされた。

なお、満期保有目的の債券については、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとされた。会計基準移行に当たり、有価証券については次の方法による調整を行うこととする。

- ① 会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、時価評価を適用するものに係る会計基準移行年度の前年度末の帳簿価額と前年度末の時価との差額は、過年度の収益又は費用等として調整することとする。

- ② 会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、償却原価法を適用するものに係る会計基準移行年度期首の帳簿価額と取得時から償却原価法を適用したこととして算定した移行年度期首の帳簿価額との差額は、過年度の収益又は費用等として調整することとする。

(3) ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合の調整

ファイナンス・リース取引（所有権移転ファイナンス・リース取引及び所有権移転外ファイナンス・リース取引）について、授産基準では通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理は特に規定されていなかったが、会計基準では原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされた。

会計基準への移行に当たり、従来売買処理されていないファイナンス・リース取引については、「運用指針」20（1）に基づき、会計基準移行年度において貸借処理から売買処理へ変更することとするが、リース取引開始日が会計基準移行前の取引については、次のいずれかの方法による調整を行うこととする。

- ① 会計基準移行年度において、貸借処理から売買処理に変更し、リース取引開始時から売買処理を適用した場合の会計基準移行年度期首までの減価償却累計額をリース料総額（現在価値へ割引後）から控除した金額をリース資産に、未経過リース料相当額（利息相当額控除後）をリース債務に計上する方法。

なお、リース資産計上金額とリース債務計上金額との差額は、過年度の収益又は費用として調整することとする。

- ② 会計基準移行年度における未経過リース料残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、会計基準移行年度期首に取得したものとしてリース資産、リース債務を計上する方法。未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とした場合は、会計基準適用後の残存期間における利息相当額については、利息法によらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる。
- ③ リース取引開始日が会計基準移行年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、従来貸借処理を行っていたものについては、当該リース契約が終了するまでの期間、引き続き貸借処理によることができるものとする。

(4) 退職給付引当金に係る調整

従来、都道府県等の実施する退職共済制度に加入している法人が採用している退職給与引当金に係る会計処理として次の方法が挙げられる。

- ① 退職共済預け金は掛金累計額、退職給与引当金は期末退職金要支給額で計上する方法

② 退職共済預け金、退職給与引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法

③ 退職共済預け金、退職給与引当金共に掛金累計額で計上する方法

これに対し、会計基準では、下記④～⑥の方法を認めている。なお、期末退職金要支給額とは、都道府県等の実施する退職共済制度における約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額をいう。

④ 退職給付引当資産は掛金累計額、退職給付引当金は期末退職金要支給額で計上する方法

⑤ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法

⑥ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に掛金累計額で計上する方法

会計基準への移行に当たり採用できる会計処理の方法は、従来採用している会計処理の方法により次のように区分されるが、移行時に限り、従来採用している方法から会計基準で認められるそれぞれの方法への変更を認めることとする。

・従来、①を選択している法人

④の方法を選択することを原則とするが、⑤又は⑥の方法に変更することも妨げない。

・従来、②を選択している法人

⑤の方法に移行することを原則とするが、④又は⑥の方法に変更することも妨げない。

・従来、③を選択している法人

⑥の方法に移行することを原則とするが、④又は⑤の方法に変更することも妨げない。

なお、独自に退職金制度等を設けている場合においては、「運用指針」20（2）アに留意して退職給付引当金を計上することとする。

また、退職給付引当金を新たに計上する場合の会計基準変更時差異については、会計基準移行年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。

（5）その他の引当金に係る調整

授産基準では徴収不能引当金、賞与引当金、退職給与引当金以外のその他の引当金の計上が認められていたが、運用指針では、引当金については、当分の間、原則として徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金に限定されている。

会計基準への移行に当たり、会計基準移行年度の前年度末において計上されている徴収不能引当金、賞与引当金、退職給与引当金以外の引当金については全額取り崩すこととする。取崩金額は、事業活動計算書上、「移行時の取扱い」1（3）に基づき計上することとする。

(6) 第4号基本金計上金額に係る調整

授産基準第31条第1項第4号で規定していた第4号基本金は、会計基準では廃止されたため、会計基準への移行に当たり第4号基本金計上額は、全額取り崩すこととし、取崩金額は事業活動計算書上繰越活動増減差額の部に「基本金取崩額・第4号基本金取崩額」という勘定科目を設けて計上することとする。

また、当該勘定科目は、授産基準で認められていた第4号基本金を移行年度において取り崩す場合に限り使用できる勘定科目である。

なお、移行時の特例として、第4号基本金の取崩金額を事業活動計算書上繰越活動増減差額の部に計上する方法に代えて、別紙⑮「4号基本金取崩調整表」に基づき、貸借対照表上、直接「次期繰越活動増減差額」若しくは「積立金」に組み替える取扱いを可能とする。その場合、財務諸表に対する注記（法人全体用）「15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」又は財務諸表に対する注記（拠点区分用）「12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」に、その旨を記載すること。

(7) 国庫補助金等特別積立金取崩額の計算

授産基準では、減価償却費に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額は、国庫補助金等特別積立金の額を耐用年数で除した金額とすることとされていたため、平成19年3月31日以前に取得した固定資産については、耐用年数到来時には、当該固定資産の帳簿価額は取得価額の10%となるが、国庫補助金等特別積立金の帳簿価額はゼロとなる状況が生じていた。

これに対し、会計基準では、国庫補助金等特別積立金取崩額は、支出対象経費（主として、減価償却費をいう。）の期間費用計上に対応して行う計算方法とされたことに伴い、固定資産の減価償却計算と国庫補助金等特別積立金の取崩計算における算式は同様のものを使用する。

会計基準への移行に当たり、原則として、固定資産の減価償却累計額と国庫補助金等特別積立金取崩額との調整を行うこととするが、重要性が乏しい場合には、この限りではない。

(8) 設備資金借入金元金償還補助金に係る国庫補助金等特別積立金の設定

授産基準では、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの（以下、「設備資金借入金元金償還補助金」という。）について、国庫補助金等特別積立金の積立対象

とはされていなかった。

これに対し、会計基準では、設備資金借入金元金償還補助金は国庫補助金等特別積立金の積立対象とされた。

ア 原則的方法

会計基準への移行に当たり、会計基準移行前の会計年度において、設備資金借入金元金償還補助金を受領している場合（償還補助予定額が確定している場合を含む）には、当該補助金について国庫補助金等特別積立金へ計上しなければならない。

会計基準への移行適用に当たっての国庫補助金等特別積立金の計上金額は、国庫補助金等がまだ入金されていない金額を含んで取崩しが先行するため、既に入金済みの国庫補助金等の総額から、償還補助予定額の総額（設備資金借入金の償還に係る補助が既に打ち切られている場合には、実際に入金された国庫補助金等の額）を基礎として会計基準移行度期首までの経過期間の減価償却累計額に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額の累計額を控除して算出する。

イ 移行時の特例

会計基準移行年度において償還補助金の対象となっている固定資産の耐用年数のほとんどが経過している等により、会計基準移行年度以降の取崩金額に重要性が乏しい場合には、当該補助金に係る国庫補助金等特別積立金の計上を行わないことができるものとする。

また、アの方法に代え、会計基準移行年度においては特段の調整処理を行わず、移行年度以降の会計年度において受領する設備資金借入金元金償還補助金について、受領会計年度で国庫補助金等特別積立金へ積み立て、移行年度以降において入金が予定されている設備資金借入金元金償還補助金の合計金額（以下、補助金合計金額という）を基礎として支出対象経費（主として、減価償却費をいう。）の期間費用計上額に対応した金額を取り崩すこともできることとする。具体的には、例えば、主たる補助対象固定資産を特定し、補助金合計金額を主たる補助対象固定資産の残余耐用年数で除した金額を各事業年度の国庫補助金等特別積立金取崩額として計上する方法である。

さらに、移行年度以降の会計年度において入金が予定されている設備資金元金償還補助金の額について重要性が乏しい場合、各会計年度に受領する設備資金借入金元金償還補助金を国庫補助金等特別積立金に積み立て後、受領額全額を国庫補助金等特別積立金取崩額として計上することもできることとする。

この場合においても、土地の取得に係る設備資金元金償還補助金がある場合には、移行年度以前に受領した当該補助金の総額を国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。

(9) 積立金及び積立預金

授産基準に基づき計上されていたその他の積立金については、「運用指針」19(3)に規定する上限額まで工賃変動積立金又は設備等整備積立金に振り替えることとし、上限額を超える金額については「就労支援事業移行時積立金」として積み立てるものとする。

また、積立金に対応して積み立てられた積立預金の金額についても、工賃変動積立金又は設備等整備積立金の金額を超える金額を「就労支援事業移行時積立資産」として積み立てるものとする。

なお、授産施設が「運用指針」23(2)イ(ア)に規定する対象範囲以外の事業に移行した場合に、授産基準に基づき計上されていたその他の積立金及び当該積立金に対応して積み立てられた積立預金についてはその全額を取り崩すこととする。

(10) 生活保護法等による授産施設の取扱いについて

生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第5項及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に規定する授産施設については、上記の規定に準じて取り扱うこととする。ただし、(9)積立金及び積立預金については、授産基準と同様の取扱いとするため、移行時において特段の調整は不要である。

(11) 授産基準の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動について

授産基準の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動については、「授産基準と会計基準の勘定科目比較表」(別紙②)を参照するものとする。

4 指導指針からの移行の場合

(1) 事業区分・拠点区分・サービス区分の設定

ア 事業区分の設定

事業区分の設定に当たっては、拠点区分の設定が必要となることに留意する。

イ 拠点区分の設定

指導指針における会計区分を原則として会計基準の「拠点区分」とする。

なお、「運用指針」4に規定する当該施設で一体的に実施されている他の社会福祉事業又は公益事業については、当該施設の拠点区分に含めて会計処理することができる。

ウ サービス区分の設定

指導指針におけるセグメントを原則として会計基準の「サービス区分」とする。

(2) 有価証券に係る調整

有価証券については、指導指針では取得価額をもって貸借対照表価額とすること

を原則としており、満期保有目的の債券に係る償却原価法の適用についても特に規定されていなかった。

これに対し、会計基準では、満期保有目的の債券等については、取得価額をもって貸借対照表価額とし、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額としなければならないこととされた。

なお、満期保有目的の債券については、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとされた。会計基準移行に当たり、有価証券については次の方法による調整を行うこととする。

- ① 会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、時価評価を適用するものに係る会計基準移行年度の前年度末の帳簿価額と前年度末の時価との差額は、過年度の収益又は費用等として調整することとする。
- ② 会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、償却原価法を適用するものに係る会計基準移行年度期首の帳簿価額と取得時から償却原価法を適用したこととして算定した移行年度期首の帳簿価額との差額は、過年度の収益又は費用等として調整することとする。

(3) ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合の調整

ファイナンス・リース取引（所有権移転ファイナンス・リース取引及び所有権移転外ファイナンス・リース取引）について、指導指針では通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理は特に規定されていなかったが、会計基準では原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされた。

会計基準への移行に当たり、従来売買処理されていないファイナンス・リース取引については、「運用指針」20（1）に基づき、会計基準移行年度において貸借借処理から売買処理へ変更することとなるが、リース取引開始日が会計基準移行前の取引については、次のいずれかの方法による調整を行うこととする。

- ① 会計基準移行年度において、貸借借処理から売買処理に変更し、リース取引開始時から売買処理を適用した場合の会計基準移行年度期首までの減価償却累計額をリース料総額（現在価値へ割引後）から控除した金額をリース資産に、未経過リース料相当額（利息相当額控除後）をリース債務に計上する方法。

なお、リース資産計上金額とリース債務計上金額との差額は、過年度の収益又は費用として調整することとする。

- ② 会計基準移行年度における未経過リース料残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、会計基準移行年度期首に取得したものとしてリース資産、リース債務を計上する方法。未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とした場合は、会計基準適用後の残存期間における利息相当額につ

いては、利息法によらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる。

- ③ リース取引開始日が会計基準移行年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、従来賃貸借処理を行っていたものについては、当該リース契約が終了するまでの期間、引き続き賃貸借処理によることができるものとする。

(4) 退職給付引当金に係る調整

従来、都道府県等の実施する退職共済制度に加入している法人が採用している退職給与引当金に係る会計処理として次の方法が挙げられる。

- ① 退職共済預け金は掛金累計額、退職給与引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ② 退職共済預け金、退職給与引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ③ 退職共済預け金、退職給与引当金共に掛金累計額で計上する方法

これに対し、会計基準では、下記④～⑥の方法を認めている。なお、期末退職金要支給額とは、都道府県等の実施する退職共済制度における約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額をいう。

- ④ 退職給付引当資産は掛金累計額、退職給付引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ⑤ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ⑥ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に掛金累計額で計上する方法

会計基準への移行に当たり採用できる会計処理の方法は、従来採用している会計処理の方法により次のように区分されるが、移行時に限り、従来採用している方法から会計基準で認められるそれぞれの方法への変更を認めることとする。

- ・従来、①を選択している法人
 - ④の方法を選択することを原則とするが、⑤又は⑥の方法に変更することも妨げない。
- ・従来、②を選択している法人
 - ⑤の方法に移行することを原則とするが、④又は⑥の方法に変更することも妨げない。
- ・従来、③を選択している法人
 - ⑥の方法に移行することを原則とするが、④又は⑤の方法に変更することも妨げない。

なお、独自に退職金制度等を設けている場合においては、「運用指針」20(2)アに留意して退職給付引当金を計上することとする。

また、退職給付引当金を新たに計上する場合の会計基準変更時差異については、会計基準移行年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。

(5) 第4号基本金計上金額に係る調整

指導指針第2の8(1)ア(エ)で規定していた第4号基本金は、会計基準では廃止されたため、会計基準への移行に当たり第4号基本金計上額は、全額取り崩すこととし、取崩金額は事業活動計算書上繰越活動増減差額の部に「基本金取崩額・第4号基本金取崩額」という勘定科目を設けて計上することとする。

当該勘定科目は、指導指針で認められていた第4号基本金を移行年度において取り崩す場合に限り使用できる勘定科目である。

なお、移行時の特例として、第4号基本金の取崩金額を事業活動計算書上繰越活動増減差額の部に計上する方法に代えて、別紙⑮「4号基本金取崩調整表」に基づき、貸借対照表上、直接「次期繰越活動増減差額」若しくは「積立金」に組み替える取扱いを可能とする。その場合、財務諸表に対する注記(法人全体用)「15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」又は財務諸表に対する注記(拠点区分用)「12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」に、その旨を記載すること。

(6) 国庫補助金等特別積立金取崩額の計算

指導指針を適用している施設等においては、国庫補助金等特別積立金取崩額の計算に当たり、減価償却計算における残存価額相当額(取得価額の10%)を考慮して計算を行っていた。会計基準でも、国庫補助金等特別積立金取崩額の計算は、支出対象経費(主として、減価償却費をいう。)の期間費用計上に対応して行うこととされているため、指導指針と会計基準で国庫補助金等特別積立金取崩額の計算には差異がないため、会計基準への移行に当たり特段の調整処理は不要である。

なお、「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について(平成12年12月19日社援施第49号・老計第55号課長通知)に基づき、国庫補助金等特別積立金取崩額の計算に当たり旧基準の方法による処理の結果を指導指針の計算書類の計上額としていた場合、平成19年3月31日以前に取得した固定資産については、耐用年数到来時に、当該固定資産の帳簿価額は取得価額の10%となるが、国庫補助金等特別積立金の帳簿価額はゼロとなる状況が生じていた。この場合、会計基準への移行に当たり、原則として固定資産の減価償却累計額と国庫補助金等特別積立金取崩額との調整を行うこととするが、重要性が乏しい場合には、この限りではない。

(7) 設備資金借入金元金償還補助金に係る国庫補助金等特別積立金の設定

従来、指導指針を適用している施設等においては、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの（以下、「設備資金借入金元金償還補助金」という。）は、国庫補助金等特別積立金への計上を行っていた。

会計基準でも、設備資金借入金元金償還補助金は原則として国庫補助金等特別積立金に計上することとされているため、指導指針と会計基準で設備資金借入金元金償還補助金に係る国庫補助金等特別積立金の設定に係る取扱いに差異がないため、会計基準の適用に当たり特段の調整処理は不要である。

ア 原則的方法

「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について」（平成12年12月19日社援施第49号・老計第55号課長通知）に基づき、設備資金借入金元金償還補助金に係る国庫補助金等特別積立金の設定について、旧基準の方法による処理の結果を指導指針の計算書類の計上額としていた場合、会計基準への移行に当たり、会計基準移行前の会計年度において、受領した設備資金借入金元金償還補助金（償還補助予定額が確定している場合を含む）を国庫補助金等特別積立金へ積み立てるための処理が必要となる。この場合、会計基準への移行に当たっての国庫補助金等特別積立金の計上金額は、国庫補助金等がまだ入金されていない金額を含んで取崩しが先行するため、既に入金済みの国庫補助金等の総額から、償還補助予定額の総額（設備資金借入金の償還に係る補助が既に打ち切られている場合には、償還補助総額を実際に入金された国庫補助金等の額）を基礎として会計基準移行年度の期首までの経過期間の減価償却累計額に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額の累計額を控除して算出する。

イ 移行時の特例

会計基準移行年度において償還補助金の対象となっている固定資産の耐用年数のほとんどが経過している等により、会計基準移行年度以降の取崩金額に重要性が乏しい場合には、当該補助金に係る国庫補助金等特別積立金の計上を行わないことができるものとする。

また、アの方法に代え、会計基準移行年度においては特段の調整処理を行わず、移行年度以降の会計年度において受領する設備資金借入金元金償還補助金について、受領会計年度で国庫補助金等特別積立金へ積み立て、移行年度以降において入金が予定されている設備資金借入金元金償還補助金の合計金額を基礎として支出対象経費（主として、減価償却費をいう。）の期間費用計上額に対応した金額を

取り崩すこともできることとする。具体的には、例えば、主たる補助対象固定資産を特定し、補助金合計金額を主たる補助対象固定資産の残余耐用年数で除した金額を各事業年度の国庫補助金等特別積立金取崩額として計上する方法がある。

さらに、移行年度以降の会計年度において入金が予定されている設備資金元金償還補助金の額について重要性が乏しい場合、各会計年度に受領する設備資金借入金元金償還補助金を国庫補助金等特別積立金に積み立て後、受領額全額を国庫補助金等特別積立金取崩額として計上することもできることとする。

この場合においても、土地の取得に係る設備資金元金償還補助金がある場合には、移行年度以前に受領した当該補助金の総額を国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。

(8) 指導指針の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動について

指導指針の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動については、「指導指針と会計基準の勘定科目比較表」(別紙③)を参照するものとする。

5 老健準則からの移行の場合

(1) 事業区分・拠点区分・サービス区分の設定

ア 事業区分の設定

事業区分の設定に当たっては、拠点区分の設定が必要となることに留意する。

イ 拠点区分の設定

老健準則における施設ごとの会計単位を会計基準の「拠点区分」として設定する。

なお、「運用指針」4に規定する当該施設で一体的に実施されている他の社会福祉事業又は公益事業については、当該施設の拠点区分に含めて会計処理することができる。

ウ サービス区分の設定

拠点区分において複数のサービスを実施している場合には、「運用指針」5に基づき「サービス区分」を設定する。

(2) 有価証券に係る調整

有価証券については、老健準則では取得価額をもって貸借対照表価額とすることを原則としており、満期保有目的の債券に係る償却原価法の適用についても特に規定されていなかった。

また、社債の貸借対照表価額について老健準則注解(注22)では、「所有する社債については、社債金額より低い価額又は高い価額で買入れた場合には、当該価額をもって貸借対照表価額とすることができる。この場合においては、その差額に相当する金額を償還期に至るまで每期一定の方法で逐次貸借対照表価額に加算し、又は

貸借対照表価額から控除することができる。」と規定している。

これに対し、会計基準では、満期保有目的の債券等については、取得価額をもって貸借対照表価額とし、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額としなければならないこととされた。なお、満期保有目的の債券については、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとされた。会計基準移行に当たり、有価証券については次の方法による調整を行うこととする。

- ① 会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、時価評価を適用するものに係る会計基準移行年度の前年度末の帳簿価額と前年度末の時価との差額は、過年度の収益又は費用等として調整することとする。
- ② 会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、償却原価法を適用するものに係る会計基準移行年度期首の帳簿価額と取得時から償却原価法を適用したこととして算定した移行年度期首の帳簿価額との差額は、過年度の収益又は費用等として調整することとする。

(3) ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合の調整

ファイナンス・リース取引（所有権移転ファイナンス・リース取引及び所有権移転外ファイナンス・リース取引）について、老健準則では通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理は特に規定されていないが、会計基準では原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされた。

会計基準への移行に当たり、従来売買処理されていないファイナンス・リース取引については、「運用指針」20（1）に基づき、会計基準移行年度において貸借処理から売買処理へ変更することとするが、リース取引開始日が会計基準移行前の取引については、次のいずれかの方法による調整を行うこととする。

- ① 会計基準移行年度において、貸借処理から売買処理に変更し、リース取引開始時から売買処理を適用した場合の会計基準移行年度期首までの減価償却累計額をリース料総額（現在価値へ割引後）から控除した金額をリース資産に、未経過リース料相当額（利息相当額控除後）をリース債務に計上する方法。

なお、リース資産計上金額とリース債務計上金額との差額は、過年度の収益又は費用として調整することとする。

- ② 会計基準移行年度における未経過リース料残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、会計基準移行年度期首に取得したものとしてリース資産、リース債務を計上する方法。未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とした場合は、会計基準適用後の残存期間における利息相当額につ

いては、利息法によらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる。

- ③ リース取引開始日が会計基準移行年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、従来賃貸借処理を行っていたものについては、当該リース契約が終了するまでの期間、引き続き賃貸借処理によることができるものとする。

(4) 退職給与引当金に係る調整

従来、都道府県等の実施する退職共済制度に加入している法人が採用している退職給与引当金に係る会計処理として次の方法が挙げられる。

- ① 退職共済預け金は掛金累計額、退職給与引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ② 退職共済預け金、退職給与引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ③ 退職共済預け金、退職給与引当金共に掛金累計額で計上する方法

これに対し、会計基準では、下記④～⑥の方法を認めている。なお、期末退職金要支給額とは、都道府県等の実施する退職共済制度における約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額をいう。

- ④ 退職給付引当資産は掛金累計額、退職給付引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ⑤ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ⑥ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に掛金累計額で計上する方法

会計基準への移行に当たり採用できる会計処理の方法は、従来採用している会計処理の方法により次のように区分されるが、移行時に限り、従来採用している方法から会計基準で認められるそれぞれの方法への変更を認めることとする。

・従来、①を選択している法人

④の方法を選択することを原則とするが、⑤又は⑥の方法に変更することも妨げない。

・従来、②を選択している法人

⑤の方法に移行することを原則とするが、④又は⑥の方法に変更することも妨げない。

・従来、③を選択している法人

⑥の方法に移行することを原則とするが、④又は⑤の方法に変更することも妨げない。

なお、独自に退職金制度等を設けている場合においては、「運用指針」20(2)アに留意して退職給付引当金を計上することとする。

また、退職給付引当金を新たに計上する場合の会計基準変更時差異については、会計基準移行年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。

(5) その他の引当金に係る調整

老健準則では徴収不能引当金、賞与引当金、退職給与引当金以外の引当金の計上が認められているが、会計基準では、引当金については、当分の間、原則として徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金に限定されている。

会計基準への移行に当たり、会計基準移行年度の前年度末において計上されている徴収不能引当金、賞与引当金、退職給与引当金以外の引当金については全額取り崩すこととする。取崩金額は、事業活動計算書上、「移行時の取扱い」1(3)に基づき計上することとする。

(6) 資本剰余金の振替

老健準則では、資本助成のための国庫補助金(建設助成金)、資本助成のための指定寄附金については資本剰余金として計上することとされている。

これに対し、会計基準では老健準則にいう国庫補助金等は国庫補助金等特別積立金、老健準則にいう指定寄附金は基本金に計上しなければならないため、会計基準の適用に当たり、勘定科目の組み替えを行わなければならない。

また、国庫補助金等特別積立金計上金額のうち、経過期間の減価償却累計額に対応する金額は取り崩すこととし、当該取崩金額に係る会計処理については「移行時の取扱い」1(3)に基づき行うこととする。

なお、取崩金額の計上に当たり、会計基準移行年度において当該国庫補助金等の対象となった施設等が現存している場合においては、主たる補助対象固定資産の残余耐用年数において取崩金額の計上を行うことができることとする。

(7) 設備資金借入金元金償還補助金に係る国庫補助金等特別積立金の設定

設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの(以下、「設備資金借入金元金償還補助金」という。)に係る取扱いについて、老健準則では特に規定されていないが、会計基準では国庫補助金等特別積立金に計上することとされた。

ア 原則的方法

会計基準への移行に当たり、会計基準移行前の会計年度において、設備資金借入金元金償還補助金を受領している場合(償還補助予定額が確定している場合を含む)には、当該補助金について国庫補助金等特別積立金へ計上しなければならない

い。会計基準への移行に当たっての国庫補助金等特別積立金の計上金額は、国庫補助金等がまだ入金されていない金額を含んで取崩しが先行するため、既に入金済みの国庫補助金等の総額から、償還補助予定額の総額（設備資金借入金の償還に係る補助が既に打ち切られている場合には、実際に入金された国庫補助金等の額）を基礎として会計基準移行年度期首までの経過期間の減価償却累計額に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額の累計額を控除して算出する。

イ 移行時の特例

会計基準移行年度において償還補助金の対象となっている固定資産の耐用年数のほとんどが経過している等により、会計基準移行年度以降の取崩金額に重要性が乏しい場合には、当該補助金に係る国庫補助金等特別積立金の計上を行わないことができるものとする。

また、アの方法に代え、会計基準移行初年度においては特段の調整処理を行わず、移行年度以降の会計年度において受領する設備資金借入金元金償還補助金について、受領会計年度で国庫補助金等特別積立金へ積み立て、移行年度以降において入金が予定されている設備資金借入金元金償還補助金の合計金額を基礎として支出対象経費（主として、減価償却費をいう。）の期間費用計上額に対応した金額を取り崩すこともできることとする。具体的には、例えば、主たる補助対象固定資産を特定し、補助金合計金額を主たる補助対象固定資産の残余耐用年数で除した金額を各事業年度の国庫補助金等特別積立金取崩額として計上する方法がある。

さらに、移行年度以降の会計年度において入金が予定されている設備資金元金償還補助金の額について重要性が乏しい場合、各会計年度に受領する設備資金借入金元金償還補助金を国庫補助金等特別積立金に積み立て後、受領額全額を国庫補助金等特別積立金取崩額として計上することもできることとする。

この場合においても、土地の取得に係る設備資金元金償還補助金がある場合には、移行年度以前に受領した当該補助金の総額を国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。

（８）利益剰余金の振替

老健準則では、利益剰余金として任意積立金、当期末処分利益を計上することされている。これに対し、会計基準では老健準則の利益剰余金に該当するものは、その他の積立金、次期繰越活動増減差額として計上するため、会計基準への移行に当たっては、会計基準移行年度の前年度末日現在の任意積立金はその他の積立金へ、当期末処分利益は前期繰越活動増減差額へ勘定科目の組み替えを行わなければならない。

なお、組替え後のその他の積立金の金額が当該積立金に対応して積み立てられた

積立資産の金額を上回る場合には当該差額については以下のいずれかの方法により調整することとする。

- ① 当該差額について、積立金を積立資産の金額まで取り崩す。
取崩金額は、事業活動収支計算書上繰越活動増減差額の部に「その他の積立金取崩額」の勘定科目に計上する。
- ② 当該差額について、積立金の金額まで積立資産を積み立てる。
積立金額は、資金収支計算書上、「移行時の取扱い」1（3）に基づき計上することとする。

（9）資金収支計算書における支払資金の残高の設定

老健準則では資金収支計算書が財務諸表の範囲に含まれていなかったため、介護老人保健施設については、会計基準移行年度の期首における支払資金残高を資金収支計算書の「前期末支払資金残高」として計上しなければならない。

なお、「前期末支払資金残高」は、移行時の貸借対照表に基づき注解（注6）により計算した金額となる。

（10）老健準則の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動について

老健準則の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動については、「老健準則と会計基準の勘定科目比較表」（別紙④）を参照するものとする。

6 就労基準からの移行の場合

（1）事業区分・拠点区分・サービス区分の設定

ア 事業区分の設定

就労基準における就労支援事業会計単位は、会計基準の「社会福祉事業区分」を構成するものとする。

イ 拠点区分の設定

拠点区分の設定に当たっては、「運用指針」4に基づき一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とすることとする。

なお、「運用指針」4に規定する当該施設で一体的に実施されている公益事業については、当該施設の拠点区分に含めて会計処理することができる。

ウ サービス区分の設定

拠点区分において複数の指定障害福祉サービスを実施している場合には、「運用指針」5に基づき「サービス区分」を設定する。

（2）有価証券に係る調整

有価証券については、就労基準では授産基準を準用し、取得価額をもって貸借対

照表価額とすることを原則としており、満期保有目的の債券に係る償却原価法の適用についても特に規定されていなかった。

これに対し、会計基準では、満期保有目的の債券等については、取得価額をもって貸借対照表価額とし、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額としなければならないこととされた。

なお、満期保有目的の債券については、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとされた。会計基準移行に当たり、有価証券については次の方法による調整を行うこととする。

- ① 会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、時価評価を適用するものに係る会計基準移行年度の前年度末の帳簿価額と前年度末の時価との差額は、過年度の収益又は費用等として調整することとする。
- ② 会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、償却原価法を適用するものに係る会計基準移行年度期首の帳簿価額と取得時から償却原価法を適用したこととして算定した移行年度期首の帳簿価額との差額は、過年度の収益又は費用等として調整することとする。

(3) ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合の調整

ファイナンス・リース取引（所有権移転ファイナンス・リース取引及び所有権移転外ファイナンス・リース取引）について、就労基準では授産基準を準用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理は特に規定されていなかったが、会計基準では原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされた。

会計基準への移行に当たり、従来売買処理されていないファイナンス・リース取引については、運用指針 20（1）に基づき、会計基準移行年度において貸借処理から売買処理へ変更することとするが、リース取引開始日が会計基準移行前の取引については、次のいずれかの方法による調整を行うこととする。

- ① 会計基準移行年度において、貸借処理から売買処理に変更し、リース取引開始時から売買処理を適用した場合の会計基準移行年度期首までの減価償却累計額をリース料総額（現在価値へ割引後）から控除した金額をリース資産に、未経過リース料相当額（利息相当額控除後）をリース債務に計上する方法。

なお、リース資産計上金額とリース債務計上金額との差額は、過年度の収益又は費用として調整することとする。

- ② 会計基準移行年度における未経過リース料残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、会計基準移行年度期首に取得したものとしてリース資産、リース債務を計上する方法。未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とした場合は、会計基準適用後の残存期間における利息相当額につ

いては、利息法によらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる。

- ③ リース取引開始日が会計基準移行年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、従来賃貸借処理を行っていたものについては、当該リース契約が終了するまでの期間、引き続き賃貸借処理によることができるものとする。

(4) 退職給付引当金に係る調整

従来、都道府県等の実施する退職共済制度に加入している法人が採用している退職給与引当金に係る会計処理として次の方法が挙げられる。

- ① 退職共済預け金は掛金累計額、退職給与引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ② 退職共済預け金、退職給与引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ③ 退職共済預け金、退職給与引当金共に掛金累計額で計上する方法

これに対し、会計基準では、下記④～⑥の方法を認めている。なお、期末退職金要支給額とは、都道府県等の実施する退職共済制度における約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額をいう。

- ④ 退職給付引当資産は掛金累計額、退職給付引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ⑤ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ⑥ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に掛金累計額で計上する方法

会計基準への移行に当たり採用できる会計処理の方法は、従来採用している会計処理の方法により次のように区分されるが、移行時に限り、従来採用している方法から会計基準で認められるそれぞれの方法への変更を認めることとする。

・従来、①を選択している法人

④の方法を選択することを原則とするが、⑤又は⑥の方法に変更することも妨げない。

・従来、②を選択している法人

⑤の方法に移行することを原則とするが、④又は⑥の方法に変更することも妨げない。

・従来、③を選択している法人

⑥の方法に移行することを原則とするが、④又は⑤の方法に変更することも妨げない。

なお、独自に退職金制度等を設けている場合においては、「運用指針」20(2)アに留意して退職給付引当金を計上することとする。

また、退職給付引当金を新たに計上する場合の会計基準変更時差異については、会計基準移行年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。

(5) その他の引当金に係る調整

就労基準では授産基準を準用し、徴収不能引当金、賞与引当金、退職給与引当金以外のその他の引当金の計上が認められていたが、運用指針では、引当金については、当分の間、原則として徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金に限定されている。

会計基準への移行に当たり、会計基準移行年度の前年度末において計上されている徴収不能引当金、賞与引当金、退職給与引当金以外の引当金については全額取り崩すこととする。取崩金額は、事業活動計算書上、「移行時の取扱い」1(3)に基づき計上することとする。

(6) 第4号基本金計上金額に係る調整

就労基準が準用する授産基準第31条第1項第4号で規定していた第4号基本金は、会計基準では廃止されたため、会計基準への移行に当たり第4号基本金計上額は、全額取り崩すこととし、取崩金額は事業活動計算書上繰越活動増減差額の部に「基本金取崩額・第4号基本金取崩額」という勘定科目を設けて計上することとする。

当該勘定科目は、就労基準が準用する授産基準で認められていた第4号基本金を移行年度において取り崩す場合に限り使用できる勘定科目である。

なお、移行時の特例として、第4号基本金の取崩金額を事業活動計算書上繰越活動増減差額の部に計上する方法に代えて、別紙⑮「4号基本金取崩調整表」に基づき、貸借対照表上、直接「次期繰越活動増減差額」若しくは「積立金」に組み替える取扱いを可能とする。その場合、財務諸表に対する注記(法人全体用)「15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」又は財務諸表に対する注記(拠点区分用)「12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」に、その旨を記載すること。

(7) 国庫補助金等特別積立金取崩額の計算

就労基準では授産基準を準用し、減価償却費に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額は、国庫補助金等特別積立金の額を耐用年数で除した金額とすることとされていたため、平成19年3月31日以前に取得した固定資産については、耐用年数到来時には、当該固定資産の帳簿価額は取得価額の10%となるが、国庫補助金等特別積立金の帳簿価額はゼロとなる状況が生じていた。

これに対し、会計基準では、国庫補助金等特別積立金取崩額は、支出対象経費（主として、減価償却費をいう。）の期間費用計上に対応して行う計算方法とされたことに伴い、固定資産の減価償却計算と国庫補助金等特別積立金の取崩計算における算式は同様のものを使用する。

会計基準への移行に当たり、原則として固定資産の減価償却累計額と国庫補助金等特別積立金取崩額との調整を行うこととするが、重要性が乏しい場合には、この限りではない。

（８）設備資金借入金元金償還補助金に係る国庫補助金等特別積立金の設定

就労基準では授産基準を準用し、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの（以下、「設備資金借入金元金償還補助金」という。）について、国庫補助金等特別積立金の積立対象とはされていなかった。

これに対し、会計基準では、設備資金借入金元金償還補助金は国庫補助金等特別積立金の積立対象とされた。

ア 原則的方法

会計基準への移行に当たり、会計基準移行前の会計年度において、設備資金借入金元金償還補助金を受領している場合（償還補助予定額が確定している場合を含む）には、当該補助金について国庫補助金等特別積立金へ計上しなければならない。

会計基準への移行に当たっての国庫補助金等特別積立金の計上金額は、国庫補助金等がまだ入金されていない金額を含んで取崩しが先行するため、既に入金済みの国庫補助金等の総額から、償還補助予定額の総額（設備資金借入金の償還に係る補助が既に打ち切られている場合には、実際に入金された国庫補助金等の額）を基礎として会計基準移行年度期首までの経過期間の減価償却累計額に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額の累計額を控除して算出する。

イ 移行時の特例

会計基準移行年度において償還補助金の対象となっている固定資産の耐用年数のほとんどが経過している等により、会計基準移行年度以降の取崩金額に重要性が乏しい場合には、当該補助金に係る国庫補助金等特別積立金の計上を行わないことができるものとする。

また、アの方法に代え、会計基準移行年度においては特段の調整処理を行わず、移行年度以降の会計年度において受領する設備資金借入金元金償還補助金について、受領会計年度で国庫補助金等特別積立金へ積み立て、移行年度以降において入金が予定されている設備資金借入金元金償還補助金の合計金額を基礎として支

出対象経費（主として、減価償却費をいう。）の期間費用計上額に対応した金額を取り崩すこともできることとする。具体的には、例えば、主たる補助対象固定資産を特定し、補助金合計金額を主たる補助対象固定資産の残余耐用年数で除した金額を各事業年度の国庫補助金等特別積立金取崩額として計上する方法がある。

さらに、移行年度以降の会計年度において入金が予定されている設備資金元金償還補助金の額について重要性が乏しい場合、各会計年度に受領する設備資金借入金元金償還補助金を国庫補助金等特別積立金に積み立て後、受領額全額を国庫補助金等特別積立金取崩額として計上することもできることとする。

この場合においても、土地の取得に係る設備資金元金償還補助金がある場合には、移行年度以前に受領した当該補助金の総額を国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。

(9) 工賃変動積立金及び設備等整備積立金について

就労基準では、就労支援事業の生産活動から生じた余剰金を工賃変動積立金及び設備等整備積立金に積立てることが限定的に認められていた。会計基準においても同様の積立金の計上が認められているため、会計基準移行前の会計年度において計上されていた工賃変動積立金及び設備等整備積立金については、会計基準移行後においても工賃変動積立金及び設備等整備積立金の勘定科目で計上することとし、特段の処理は不要である。この取扱いについては、積立金に対応して積み立てられていた積立預金についても同様であるが、勘定科目については「積立預金」から「積立資産」への組み替えを行わなければならない。

(10) 就労基準の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動について

就労基準の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動については、「就労基準と会計基準の勘定科目比較表」（別紙⑤）を参照するものとする。

7 新病院準則からの移行の場合

(1) 事業区分・拠点区分・サービス区分の設定

ア 事業区分の設定

事業区分の設定に当たっては、拠点区分の設定が必要となることに留意する。

イ 拠点区分の設定

新病院準則における病院ごとの会計単位を会計基準の「拠点区分」として設定する。

なお、「運用指針」4に規定する当該施設で一体的に実施されている他の社会福祉事業又は公益事業については、当該施設の拠点区分に含めて会計処理することができる。

ウ サービス区分の設定

拠点区分において複数のサービスを実施している場合には、「運用指針」5に基づき「サービス区分」を設定する。

(2) 退職給付引当金に係る調整

従来、都道府県等の実施する退職共済制度に加入している法人が採用している退職給与引当金に係る会計処理として次の方法が挙げられる。

- ① 退職共済預け金は掛金累計額、退職給与引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ② 退職共済預け金、退職給与引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ③ 退職共済預け金、退職給与引当金共に掛金累計額で計上する方法

これに対し、会計基準では、下記④～⑥の方法を認めている。なお、期末退職金要支給額とは、都道府県等の実施する退職共済制度における約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額をいう。

- ④ 退職給付引当資産は掛金累計額、退職給付引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ⑤ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ⑥ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に掛金累計額で計上する方法

会計基準への移行に当たり採用できる会計処理の方法は、従来採用している会計処理の方法により次のように区分されるが、移行時に限り、従来採用している方法から会計基準で認められるそれぞれの方法への変更を認めることとする。

- ・従来、①を選択している法人
④の方法を選択することを原則とするが、⑤又は⑥の方法に変更することも妨げない。
- ・従来、②を選択している法人
⑤の方法に移行することを原則とするが、④又は⑥の方法に変更することも妨げない。
- ・従来、③を選択している法人
⑥の方法に移行することを原則とするが、④又は⑤の方法に変更することも妨げない。

なお、独自に退職金制度等を設けている場合においては、「運用指針」20(2)アに留意して退職給付引当金を計上することとする。

また、退職給付引当金を新たに計上する場合の会計基準変更時差異については、会計基準移行年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するも

のとする。

(3) その他の引当金に係る調整

新病院準則では徴収不能引当金、賞与引当金、退職給与引当金以外の引当金の計上が認められているが、運用指針では、引当金については、当分の間、原則として徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金に限定されている。

会計基準への移行に当たり、会計基準移行年度の前年度末において計上されている徴収不能引当金、賞与引当金、退職給与引当金以外の引当金については全額取り崩すこととする。取崩金額は、事業活動計算書上、「移行時の取扱い」1(3)に基づき計上することとする。

(4) 設備資金借入金元金償還補助金に係る国庫補助金等特別積立金の設定

設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの（以下、「設備資金借入金元金償還補助金」という。）に係る取扱いについて、新病院準則では特に規定されていないが、会計基準では原則として国庫補助金等特別積立金に計上することとされた。

ア 原則的方法

会計基準への移行に当たり、会計基準移行前の会計年度において、設備資金借入金元金償還補助金を受領している場合（償還補助予定額が確定している場合を含む）には、当該補助金に係る国庫補助金等特別積立金の計上を行わなければならない。

会計基準移行に当たっての国庫補助金等特別積立金の計上金額は、国庫補助金等がいまだ入金されていない金額を含んで取崩しが先行するため、既に入金済みの国庫補助金等の総額から、償還補助予定額の総額（設備資金借入金の償還に係る補助が既に打ち切られている場合には、実際に入金された国庫補助金等の額）を基礎として会計基準移行年度期首までの経過期間の減価償却累計額に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額の累計額を控除して算出する。

イ 移行時の特例

会計基準移行年度において償還補助金の対象となっている固定資産の耐用年数のほとんどが経過している等により、会計基準移行年度以降の取崩金額に重要性が乏しい場合には、当該補助金に係る国庫補助金等特別積立金の計上を行わないことができるものとする。

また、アの方法に代え、会計基準移行年度においては特段の調整処理を行わず、移行年度以降の会計年度において受領する設備資金借入金元金償還補助金について、受領会計年度で国庫補助金等特別積立金へ積み立て、移行年度以降において

入金が予定されている設備資金借入金元金償還補助金の合計金額を基礎として支出対象経費（主として、減価償却費をいう。）の期間費用計上額に対応した金額を取り崩すこともできることとする。具体的には、例えば、主たる補助対象固定資産を特定し、補助金合計金額を主たる補助対象固定資産の残余耐用年数で除した金額を各事業年度の国庫補助金等特別積立金取崩額として計上する方法がある。

さらに、移行年度以降の会計年度において入金が予定されている設備資金元金償還補助金の額について重要性が乏しい場合、各会計年度に受領する設備資金借入金元金償還補助金を国庫補助金等特別積立金に積み立て後、受領額全額を国庫補助金等特別積立金取崩額として計上することもできることとする。

この場合においても、土地の取得に係る設備資金元金償還補助金がある場合には、移行年度以前に受領した当該補助金の総額を国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。

（５）長期前受補助金から国庫補助金等特別積立金への振替

新病院準則では、償却資産の設備の取得に際して交付された補助金で、取得した償却資産の毎期の減価償却費に対応する部分を取り崩した後の未償却残高対応額は長期前受補助金として固定負債の部に計上することとされている。

これに対し、会計基準では、新病院準則で長期前受補助金として計上される取引は国庫補助金等特別積立金に計上されるため、会計基準への移行に当たり、従来の長期前受補助金から国庫補助金等特別積立金への振替処理を行わなければならない。

（６）純資産額の会計基準における基本金額等への振替

新病院準則では、貸借対照表の純資産の部について内訳表示を行うか否か任意とされ、各病院に委ねられている。

これに対し、会計基準では、純資産の部は基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金、次期繰越活動増減差額に区分されるため、会計基準へ移行するに当たり、純資産の部を内訳科目ごとに区分表示しなければならない。

なお、区分表示後のその他の積立金の金額が当該積立金に対応して積み立てられた積立資産の金額を上回る場合には当該差額については以下のいずれかの方法により調整することとする。

① 当該差額について、積立金を積立資産の金額まで取り崩す。

取崩金額は、事業活動収支計算書上繰越活動増減差額の部に「その他の積立金取崩額」という勘定科目を設けて計上する。

② 当該差額について、積立金の金額まで積立資産を積み立てる。

積立金額は、資金収支計算書上、「移行時の取扱い」１（３）に基づき計上すること

とする。

(7) 資金収支計算書における支払資金の残高の設定

会計基準への移行に当たり、会計基準の資金の範囲に基づく移行時における支払資金残高を計算し、資金収支計算書の「前期末支払資金残高」として計上しなければならない。

なお、「前期末支払資金残高」は、移行時の貸借対照表に基づき注解（注6）により計算した金額となる。

(8) 新病院準則の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動について

新病院準則の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動については、「新病院準則と会計基準の勘定科目比較表」（別紙⑥）を参照するものとする。

8 旧病院準則からの移行の場合

(1) 事業区分・拠点区分・サービス区分の設定

ア 事業区分の設定

事業区分の設定に当たっては、拠点区分の設定が必要となることに留意する。

イ 拠点区分の設定

旧病院準則における病院事業ごとの会計単位を会計基準の「拠点区分」として設定する。

なお、「運用指針」4に規定する当該施設で一体的に実施されている他の社会福祉事業又は公益事業については、当該施設の拠点区分に含めて会計処理することができる。

ウ サービス区分の設定

拠点区分において複数のサービスを実施している場合には、「運用指針」5に基づき「サービス区分」を設定する。

(2) 有価証券に係る調整

有価証券については、旧病院準則では取得価額をもって貸借対照表価額とすることを原則としており、満期保有目的の債券に係る償却原価法の適用についても特に規定されていなかった。

また、社債の貸借対照表価額について旧病院準則注解（注23）では、「所有する社債については、社債金額より低い価額又は高い価額で買入れた場合には、当該価額をもって貸借対照表価額とすることができる。この場合においては、その差額に相当する金額を償還期に至るまで每期一定の方法で逐次貸借対照表価額に加算し、又は貸借対照表価額から控除することができる。」と規定していた。

これに対し、会計基準では、満期保有目的の債券等については、取得価額をもって貸借対照表価額とし、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額としなければならないこととされた。

なお、満期保有目的の債券については、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとされた。会計基準移行に当たり、有価証券については次の方法による調整を行うこととする。

- ① 会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、時価評価を適用するものに係る会計基準移行年度の前年度末の帳簿価額と前年度末の時価との差額は、過年度の収益又は費用等として調整することとする。
- ② 会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、償却原価法を適用するものに係る会計基準移行年度期首の帳簿価額と取得時から償却原価法を適用したこととして算定した移行年度期首の帳簿価額との差額は、過年度の収益又は費用等として調整することとする。

(3) ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合の調整

ファイナンス・リース取引（所有権移転ファイナンス・リース取引及び所有権移転外ファイナンス・リース取引）について、旧病院準則では通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理は特に規定されていなかったが、会計基準では原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされた。

会計基準への移行に当たり、従来売買処理されていないファイナンス・リース取引については、「運用指針」20（1）に基づき、会計基準移行年度において貸借借処理から売買処理へ変更することとするが、リース取引開始日が会計基準移行前の取引については、次のいずれかの方法による調整を行うこととする。

- ① 会計基準移行年度において、貸借借処理から売買処理に変更し、リース取引開始時から売買処理を適用した場合の会計基準移行年度期首までの減価償却累計額をリース料総額（現在価値へ割引後）から控除した金額をリース資産に、未経過リース料相当額（利息相当額控除後）をリース債務に計上する方法。

なお、リース資産計上金額とリース債務計上金額との差額は、過年度の収益又は費用として調整することとする。

- ② 会計基準移行年度における未経過リース料残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、会計基準移行年度期首に取得したものとしてリース資産、リース債務を計上する方法。未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とした場合は、会計基準適用後の残存期間における利息相当額については、利息法によらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる。

- ③ リース取引開始日が会計基準移行年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、従来賃貸借処理を行っていたものについては、当該リース契約が終了するまでの期間、引き続き賃貸借処理によることができるものとする。

(4) 退職給付引当金に係る調整

従来、都道府県等の実施する退職共済制度に加入している法人が採用している退職給与引当金に係る会計処理として次の方法が挙げられる。

- ① 退職共済預け金は掛金累計額、退職給与引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ② 退職共済預け金、退職給与引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ③ 退職共済預け金、退職給与引当金共に掛金累計額で計上する方法

これに対し、会計基準では、下記④～⑥の方法を認めている。なお、期末退職金要支給額とは、都道府県等の実施する退職共済制度における約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額をいう。

- ④ 退職給付引当資産は掛金累計額、退職給付引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ⑤ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ⑥ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に掛金累計額で計上する方法

会計基準への移行に当たり採用できる会計処理の方法は、従来採用している会計処理の方法により次のように区分されるが、移行時に限り、従来採用している方法から会計基準で認められるそれぞれの方法への変更を認めることとする。

- ・従来、①を選択している法人
 - ④の方法を選択することを原則とするが、⑤又は⑥の方法に変更することも妨げない。
- ・従来、②を選択している法人
 - ⑤の方法に移行することを原則とするが、④又は⑥の方法に変更することも妨げない。
- ・従来、③を選択している法人
 - ⑥の方法に移行することを原則とするが、④又は⑤の方法に変更することも妨げない。

なお、独自に退職金制度等を設けている場合においては、「運用指針」20(2)アに留意して退職給付引当金を計上することとする。

また、退職給付引当金を新たに計上する場合の会計基準変更時差異については、会計基準移行年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するも

のとする。

(5) その他の引当金に係る調整

旧病院準則では徴収不能引当金、賞与引当金、退職給与引当金以外の引当金の計上が認められていたが、運用指針では、引当金については、当分の間、原則として徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金に限定されている。

会計基準への移行に当たり、会計基準移行年度の前年度末において計上されている徴収不能引当金、賞与引当金、退職給与引当金以外の引当金については全額取り崩すこととする。取崩金額は、事業活動計算書上、「移行時の取扱い」1(3)に基づき計上することとする。

(6) 資本剰余金の振替

旧病院準則では、資本助成のための国庫補助金(建設助成金)、資本助成のための指定寄附金については資本剰余金として計上することとされていた。

これに対し、会計基準では旧病院準則にいう国庫補助金等は国庫補助金等特別積立金、旧病院準則にいう指定寄附金は基本金に計上しなければならないため、会計基準の適用に当たり、対応科目への振替処理を行わなければならない。

また、国庫補助金等特別積立金計上金額のうち、経過期間の減価償却累計額に対応する金額は取り崩すこととし、当該取崩金額に係る会計処理については「移行時の取扱い」1(3)に基づき行うこととする。

なお、取崩金額の計上に当たり、会計基準移行年度において当該国庫補助金等の対象となった施設等が現存している場合においては、主たる補助対象固定資産の残余耐用年数において取崩金額の計上を行うことができることとする。

(7) 設備資金借入金元金償還補助金に係る国庫補助金等特別積立金の設定

設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの(以下、「設備資金借入金元金償還補助金」という。)に係る取扱いについて、旧病院準則では特に規定されていないが、会計基準では原則として国庫補助金等特別積立金に計上することとされた。

ア 原則的方法

会計基準への移行に当たり、会計基準移行前の会計年度において、設備資金借入金元金償還補助金を受領している場合(償還補助予定額が確定している場合を含む)には、当該補助金について国庫補助金等特別積立金へ計上しなければならない。

会計基準への移行に当たっての国庫補助金等特別積立金の計上金額は、国庫補助

金等がいまだ入金されていない金額を含んで取崩しが先行するため、既に入金済みの国庫補助金等の総額から、償還補助予定額の総額（設備資金借入金の償還に係る補助が既に打ち切られている場合には、実際に入金された国庫補助金等の額）を基礎として会計基準移行年度期首までの経過期間の減価償却累計額に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額の累計額を控除して算出する。

イ 移行時の特例

会計基準移行年度において償還補助金の対象となっている固定資産の耐用年数のほとんどが経過している等により、会計基準移行年度以降の取崩金額に重要性が乏しい場合には、当該補助金に係る国庫補助金等特別積立金の計上を行わないことができるものとする。

また、アの方法に代え、会計基準移行年度においては特段の調整処理を行わず、移行年度以降の会計年度において受領する設備資金借入金元金償還補助金について、受領会計年度で国庫補助金等特別積立金へ積み立て、移行年度以降において入金が予定されている設備資金借入金元金償還補助金の合計金額を基礎として支出対象経費（主として、減価償却費をいう。）の期間費用計上額に対応した金額を取り崩すこともできることとする。具体的には、例えば、主たる補助対象固定資産を特定し、補助金合計金額を主たる補助対象固定資産の残余耐用年数で除した金額を各事業年度の国庫補助金等特別積立金取崩額として計上する方法がある。

さらに、移行年度以降の会計年度において入金が予定されている設備資金元金償還補助金の額について重要性が乏しい場合、各会計年度に受領する設備資金借入金元金償還補助金を国庫補助金等特別積立金に積み立て後、受領額全額を国庫補助金等特別積立金取崩額として計上することもできることとする。

この場合においても、土地の取得に係る設備資金元金償還補助金がある場合には、移行年度以前に受領した当該補助金の総額を国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。

（８）利益剰余金の振替

旧病院準則では、利益剰余金として任意積立金、当期末処分利益を計上することされていた。これに対し、会計基準では旧病院準則の利益剰余金に該当するものは、その他の積立金、次期繰越活動増減差額として計上するため、会計基準への移行に当たっては、会計基準移行年度の前年度末日現在の任意積立金はその他の積立金へ、当期末処分利益は前期繰越活動増減差額へ勘定科目の組み替えを行わなければならない。

なお、組替え後のその他の積立金の金額が当該積立金の金額が当該積立金に対して積み立てられた積立資産の金額を上回る場合には当該差額については以下のいずれかの方法により調整することとする。

- ① 当該差額について、積立金を積立資産の金額まで取り崩す。
取崩金額は、事業活動収支計算書上繰越活動増減差額の部に「その他の積立金取崩額」という勘定科目を設けて計上する。
- ② 当該差額について、積立金の金額まで積立資産を積み立てる。
積立金額は、資金収支計算書上、「移行時の取扱い」1（3）に基づき計上することとする。

（9）資金収支計算書における支払資金の残高の設定

旧病院準則では資金収支計算書が財務諸表の範囲に含まれていなかったため、従来旧病院準則により処理を行っている病院については、移行時における支払資金残高を資金収支計算書の「前期末支払資金残高」として計上しなければならない。

なお、「前期末支払資金残高」は、移行時の貸借対照表に基づき注解（注6）により計算した金額となる。

（10）旧病院準則の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動について

旧病院準則の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動については、「旧病院準則と会計基準の勘定科目比較表」（別紙⑦）を参照するものとする。

9 訪看準則からの移行の場合

（1）事業区分・拠点区分・サービス区分の設定

ア 事業区分の設定

事業区分の設定に当たっては、拠点区分の設定が必要となることに留意する。

イ 拠点区分の設定

訪看準則における事業所ごとの会計単位を会計基準の「拠点区分」とする。

なお、「運用指針」4に規定する当該施設で一体的に実施されている他の社会福祉事業又は公益事業については、当該施設の拠点区分に含めて会計処理することができる。

ウ サービス区分の設定

拠点区分において複数のサービスを実施している場合には、「運用指針」5に基づき「サービス区分」を設定する。

（2）有価証券に係る調整

有価証券については、訪看準則では取得価額をもって貸借対照表価額とすることを原則としており、満期保有目的の債券に係る償却原価法の適用についても特に規定されていなかった。

また、社債の貸借対照表価額について訪看準則注解（注22）では、「所有する社債

については、社債金額より低い価額又は高い価額で買入れた場合には、当該価額をもって貸借対照表価額とすることができる。この場合においては、その差額に相当する金額を償還期に至るまで每期一定の方法で逐次貸借対照表価額に加算し、又は貸借対照表価額から控除することができる。」と規定していた。

これに対し、会計基準では、満期保有目的の債券等については、取得価額をもって貸借対照表価額とし、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額としなければならないこととされた。

なお、満期保有目的の債券については、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとされた。会計基準移行に当たり、有価証券については次の方法による調整を行うこととする。

- ① 会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、時価評価を適用するものに係る会計基準移行年度の前年度末の帳簿価額と前年度末の時価との差額は、過年度の収益又は費用等として調整することとする。
- ② 会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、償却原価法を適用するものに係る会計基準移行年度期首の帳簿価額と取得時から償却原価法を適用したこととして算定した移行年度期首の帳簿価額との差額は、過年度の収益又は費用等として調整することとする。

(3) ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合の調整

ファイナンス・リース取引（所有権移転ファイナンス・リース取引及び所有権移転外ファイナンス・リース取引）について、訪看準則では通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理は特に規定されていないが、会計基準では原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされた。

会計基準への移行に当たり、従来売買処理されていないファイナンス・リース取引については、「運用指針」20（1）に基づき、会計基準移行年度において貸借借処理から売買処理へ変更することとするが、リース取引開始日が会計基準移行前の取引については、次のいずれかの方法による調整を行うこととする。

- ① 会計基準移行年度において、貸借借処理から売買処理に変更し、リース取引開始時から売買処理を適用した場合の会計基準移行年度期首までの減価償却累計額をリース料総額（現在価値へ割引後）から控除した金額をリース資産に、未経過リース料相当額（利息相当額控除後）をリース債務に計上する方法。
なお、リース資産計上金額とリース債務計上金額との差額は、過年度の収益又は費用として調整することとする。
- ② 会計基準移行年度における未経過リース料残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、会計基準移行年度期首に取得したものとしてリース資産、リ

ース債務を計上する方法。未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とした場合は、会計基準適用後の残存期間における利息相当額については、利息法によらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる。

- ③ リース取引開始日が会計基準移行年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、従来賃貸借処理を行っていたものについては、当該リース契約が終了するまでの期間、引き続き賃貸借処理によることができるものとする。

（４）退職給付引当金に係る調整

従来、都道府県等の実施する退職共済制度に加入している法人が採用している退職給与引当金に係る会計処理として次の方法が挙げられる。

- ① 退職共済預け金は掛金累計額、退職給与引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ② 退職共済預け金、退職給与引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ③ 退職共済預け金、退職給与引当金共に掛金累計額で計上する方法

これに対し、会計基準では、下記④～⑥の方法を認めている。なお、期末退職金要支給額とは、都道府県等の実施する退職共済制度における約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額をいう。

- ④ 退職給付引当資産は掛金累計額、退職給付引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ⑤ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ⑥ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に掛金累計額で計上する方法

会計基準への移行に当たり採用できる会計処理の方法は、従来採用している会計処理の方法により次のように区分されるが、移行時に限り、従来採用している方法から会計基準で認められるそれぞれの方法への変更を認めることとする。

- ・従来、①を選択している法人
 - ④の方法を選択することを原則とするが、⑤又は⑥の方法に変更することも妨げない。
- ・従来、②を選択している法人
 - ⑤の方法に移行することを原則とするが、④又は⑥の方法に変更することも妨げない。
- ・従来、③を選択している法人
 - ⑥の方法に移行することを原則とするが、④又は⑤の方法に変更することも妨げない。

なお、独自に退職金制度等を設けている場合においては、「運用指針」20（2）アに留意して退職給付引当金を計上することとする。

また、退職給付引当金を新たに計上する場合の会計基準変更時差異については、会計基準移行年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。

（5）その他の引当金に係る調整

訪看準則では徴収不能引当金、賞与引当金、退職給与引当金以外の引当金の計上が認められているが、運用指針では、引当金については、当分の間、原則として徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金に限定されている。

会計基準への移行に当たり、会計基準移行年度の前年度末において計上されている徴収不能引当金、賞与引当金、退職給与引当金以外の引当金については全額取り崩すこととする。取崩金額は、事業活動計算書上、「移行時の取扱い」1（3）に基づき計上することとする。

（6）資本剰余金の振替

訪看準則では、資本助成のための国庫補助金（建設助成金）、資本助成のための指定寄附金については資本剰余金として計上することとされている。

これに対し、会計基準では訪看準則にいう国庫補助金等は国庫補助金等特別積立金、訪看準則にいう指定寄附金は基本金に計上しなければならないため、会計基準の適用に当たり、対応科目への振替処理を行わなければならない。

また、国庫補助金等特別積立金計上金額のうち、経過期間の減価償却累計額に対応する金額は取り崩すこととし、当該取崩金額に係る会計処理については「移行時の取扱い」1（3）に基づき行うこととする。

なお、取崩金額の計上に当たり、会計基準移行年度において当該国庫補助金等の対象となった施設等が現存している場合においては、主たる補助対象固定資産の残余耐用年数において取崩金額の計上を行うことができることとする。

（7）設備資金借入金元金償還補助金に係る国庫補助金等特別積立金の設定

設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの（以下、「設備資金借入金元金償還補助金」という。）に係る取扱いについて、訪看準則では特に規定されていないが、会計基準では原則として国庫補助金等特別積立金に計上することとされた。

ア 原則的方法

会計基準への移行に当たり、会計基準移行前の会計年度において、設備資金借

入金元金償還補助金を受領している場合（償還補助予定額が確定している場合を含む）には、当該補助金について国庫補助金等特別積立金へ計上しなければならない。

会計基準への移行に当たっての国庫補助金等特別積立金の計上金額は、国庫補助金等がまだ入金されていない金額を含んで取崩しが先行するため、既に入金済みの国庫補助金等の総額から、償還補助予定額の総額（設備資金借入金の償還に係る補助が既に打ち切られている場合には、実際に入金された国庫補助金等の額）を基礎として会計基準移行年度期首までの経過期間の減価償却累計額に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額の累計額を控除して算出する。

イ 移行時の特例

会計基準移行年度において償還補助金の対象となっている固定資産の耐用年数のほとんどが経過している等により、会計基準移行年度以降の取崩金額に重要性が乏しい場合には、当該補助金に係る国庫補助金等特別積立金の計上を行わないことができるものとする。

また、アの方法に代え、会計基準移行初年度においては特段の調整処理を行わず、移行年度以降の会計年度において受領する設備資金借入金元金償還補助金について、受領会計年度で国庫補助金等特別積立金へ積み立て、移行年度以降において入金が予定されている設備資金借入金元金償還補助金の合計金額を基礎として支出対象経費（主として、減価償却費をいう。）の期間費用計上額に対応した金額を取り崩すこともできることとする。具体的には、例えば、主たる補助対象固定資産を特定し、補助金合計金額を主たる補助対象固定資産の残余耐用年数で除した金額を各事業年度の国庫補助金等特別積立金取崩額として計上する方法がある。

さらに、移行年度以降の会計年度において入金が予定されている設備資金元金償還補助金の額について重要性が乏しい場合、各会計年度に受領する設備資金借入金元金償還補助金を国庫補助金等特別積立金に積み立て後、受領額全額を国庫補助金等特別積立金取崩額として計上することもできることとする。

この場合においても、土地の取得に係る設備資金元金償還補助金がある場合には、移行年度以前に受領した当該補助金の総額を国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。

（８）利益剰余金の振替

訪看準則では、利益剰余金として任意積立金、当期末処分利益を計上することされている。これに対し、会計基準では訪看準則の利益剰余金に該当するものは、その他の積立金、次期繰越活動増減差額として計上するため、会計基準への移行に当たっては、会計基準移行年度の前年度末日現在の任意積立金はその他の積立金へ、

当期末処分利益は前期繰越活動増減差額へ勘定科目の組み替えを行わなければならない。

なお、組替え後のその他の積立金の金額が当該積立金に対応して積み立てられた積立資産の金額を上回る場合には当該差額については以下のいずれかの方法により調整することとする。

- ① 当該差額について、積立金を積立資産の金額まで取り崩す。

取崩金額は、事業活動収支計算書上繰越活動増減差額の部に「その他の積立金取崩額」という勘定科目を設けて計上する。

- ② 当該差額について、積立金の金額まで積立資産を積み立てる。

積立金額は、資金収支計算書上、「移行時の取扱い」1（3）に基づき計上することとする。

（9）資金収支計算書における支払資金の残高の設定

訪看準則では資金収支計算書が財務諸表の範囲に含まれていなかったため、指定訪問看護事業所等については、移行時における支払資金残高を資金収支計算書の「前期末支払資金残高」として計上しなければならない。

なお、「前期末支払資金残高」は、移行時の貸借対照表に基づき注解（注6）により計算した金額となる。

（10）訪看準則の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動について

訪看準則の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動については、「訪看準則と会計基準の勘定科目比較表」（別紙⑧）を参照するものとする。

10 経理規程準則からの移行の場合

（1）基本的な考え方

従来、措置費（運営費）支弁対象施設のみを経営している法人においては、旧基準を適用せず、経理規程準則によることが認められていた。そのため、措置費（運営費）支弁対象施設のみを経営している法人においては、経理規程準則により会計処理を行っている場合がある。一方、会計基準は、すべての社会福祉法人に適用することとなるため、経理規程準則を適用している社会福祉法人においては、会計基準への移行に伴い、そのための調整が必要となる。すなわち、資金収支計算の計算体系である経理規程準則から損益計算の計算体系である会計基準への変更に伴う移行のための調整が必要となる。具体的には、経理規程準則で作成された移行年度期首の貸借対照表残高を、会計基準における評価基準又は評価方法を適用して計算した場合の貸借対照表残高に調整することで、経理規程準則から会計基準への移行を行うこととする。

(2) 事業区分・拠点区分・サービス区分の設定

ア 事業区分の設定

事業区分の設定に当たっては、拠点区分の設定が必要となることに留意する。

イ 拠点区分の設定

経理規程準則に基づく施設会計等（以下、「旧施設会計」という。）を、一体として運営される施設、事業所又は事務所ごとに統合し、会計基準の「拠点区分」として設定する。

なお、「運用指針」4に規定する当該施設で一体的に実施されている他の社会福祉事業又は公益事業については、当該施設等の拠点区分に含めて会計処理することができる。

ウ サービス区分の設定

拠点区分において複数のサービスを実施している場合には、「運用指針」5に基づき「サービス区分」を設定する。

エ 本部会計の設定

経理規程準則に基づく本部会計（以下「旧本部会計」という。）については、拠点区分におけるサービス区分の一つとして設定することができる。

なお、旧本部会計を一つの拠点とすることも妨げない。

(3) 会計基準の拠点区分に関する整理

ア 本部会計残高区分表の作成

旧本部会計における資産及び負債の勘定科目残高のうち、(2)により設定された拠点区分に関連する勘定科目残高を該当する拠点区分に引き継ぐため、以下の手順で本部会計残高区分表（別紙⑨）を作成する。

- ①「本部会計残高①」欄に旧本部会計の貸借対照表残高を記入する。
- ②「A園関連残高②」欄及び「B園関連残高③」欄に旧本部会計の貸借対照表残高に含まれていた各拠点区分に関連する残高を記入する。
- ③「本部関連残高④」欄に旧本部会計の貸借対照表残高に含まれているいずれの拠点区分にも個別的・直接的な関連を有しないため分割不能な勘定残高について、「本部会計残高①」から「A園関連残高②」及び「B園関連残高③」を控除した金額を記入する。

なお、旧本部会計における土地については、合理的な基準に基づいて拠点区分に帰属する部分の土地を分割して計上する。

イ 勘定残高集計表の作成

拠点区分ごとの貸借対照表残高を算出するため、以下の手順で勘定残高集計表（別紙⑩）を拠点区分ごとに作成する。

なお、別紙⑩については、本部会計をA園拠点区分を構成するサービス区分とし

て設定した場合を想定した場合の様式を示している。

- ①「本部関連残高①」欄に別紙⑨の「本部関連残高④」欄の金額を記入する。
- ②「A園関連残高②」欄に別紙⑨の「A園関連残高②」欄の金額を記入する。
- ③「A園施設会計③」欄、「〇〇事業④」欄及び「〇〇事業⑤」欄に旧施設会計の貸借対照表残高を記入する。
- ④「A園拠点区分残高⑥」欄に「本部関連残高①」欄、「A園関連残高②」欄、「A園施設会計③」欄、「〇〇事業④」欄、「〇〇事業⑤」欄の合計した金額を記入する。

(4) 減価償却制度導入に伴う資産等の調整

ア 資産ごとの取得価額の確定について

(ア) 取得価額の確定における原則的な取扱い

減価償却計算の基礎となる資産の取得価額は、原則として会計基準移行年度の前年度末の旧帳簿価額によることとする。

(イ) 取得価額の把握の単位

減価償却対象資産の取得価額は、「運用指針」17(1)による減価償却計算の単位ごとに資産の取得価額を把握するものとする。

(ウ) 建物等の取得価額の把握

建物及び建物付属設備については、施設整備時における請負工事見積書、決算書及び事業完了報告書等に基づき、(イ)の減価償却計算の単位ごとに取得価額を確定するものとする。ただし、適切な情報の不存在等によって取得価額を減価償却計算の単位ごとに把握することができない場合には、建物及び建物付属設備を一括して建物の取得価額とする。

イ 資産ごとの耐用年数の決定について

(ア) 耐用年数の決定における原則的取扱い

減価償却計算実施において使用する耐用年数は、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)によるものとする。

(イ) 建物等に対する耐用年数の決定

アの(ウ)のただし書により減価償却を行う場合には、建物本体の耐用年数により減価償却を行うものとする。

ウ 残存価額について

減価償却計算を行うに当たっての残存価額については、「運用指針」17(2)に基づき平成19年3月31日以前に取得した資産と平成19年4月1日以後に取得した資産とを区分した上で決定することができるものとする。

エ 移行時における過年度分の償却累計額の計算について

ア、イ及びウにより確定した各々の資産の取得価額、耐用年数及び残存価額と、

各償却資産の移行時点での経過年数により移行時における過年度分の減価償却累計額の計算を行うものとする。

なお、経過年数の計算は、原則として年を単位として行うものとする。ただし、年度途中にて取得した資産については、月を単位（月は暦にしたがって計算し、1か月に満たない端数を生じた時はこれを1か月とする。）として計算することができるものとする。

(5) 国庫補助金等特別積立金の金額の確定のための調整

ア 把握すべき国庫補助金等の内容

(ア) 国庫補助金等の支出対象経費

国庫補助金等特別積立金の積立対象となる国庫補助金等の支出対象経費は、「運用指針」15(1)に定める国庫補助金等に対応する経費とする。

(イ) 把握すべき国庫補助金等の範囲

会計基準への移行に当たり貸借対照表の国庫補助金等特別積立金に計上される国庫補助金等の範囲は、現存する建物、固定資産物品及びその他の固定資産にかかわる国庫補助金等に限るものとする。

なお、資産に計上されていない大規模修繕等に係る支出に対応する国庫補助金等については、当該金額から除外する。

上記対象資産における国庫補助金等は、施設、設備整備事業に係る事業計画書、決算書及び事業完了報告書等により国庫補助金等の総額を把握する。

イ 国庫補助金等の各支出対象経費への配分

(ア) 原則的配分の基準

国庫補助金等は、支出対象経費とされている固定資産の取得ごとの経費に配分するものとする。

(イ) 設備資金借入金の償還に係る補助がある場合の配分方法

地方公共団体からの補助金等において、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの（以下、「設備資金借入金元金償還補助金」という。）が含まれている場合の配分は、当初から償還補助の総額（以下「償還補助総額」という。）の補助金の受入れがあったものとみなした金額を基礎として、支出対象経費とされている固定資産の取得ごとの経費に配分するものとする。

ウ 移行時の国庫補助金等特別積立金の金額の確定

(ア) 原則的な取崩額算定の基準

固定資産に配分された国庫補助金等は、経過期間に対応する取崩額を減価償却累計額の計算に対応して算定し、当該取崩額は国庫補助金等特別積立金から控除

するものとする。

(イ) 設備資金借入金償還補助金がある場合

設備資金借入金償還補助金がある場合の国庫補助金等の取崩額の算定は、償還補助総額を基礎とし、支出対象経費（主として、減価償却費をいう。）の期間費用計上額に対応して算定する。

① 原則的方法

会計基準への移行に当たっての国庫補助金等特別積立金の計上金額は、国庫補助金等がまだ入金されていない金額を含んで取崩しが先行するため、既に入金済みの国庫補助金等の総額から、償還補助予定額の総額（設備資金借入金の償還に係る補助が既に打ち切られている場合には、実際に入金された国庫補助金等の額）を基礎として会計基準移行年度までの経過期間の減価償却累計額に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額の累計額を控除して算出する。

② 移行時の特例

会計基準移行年度において償還補助金の対象となっている固定資産の耐用年数のほとんどが経過している等により、会計基準移行年度以降の取崩金額に重要性が乏しい場合には、当該補助金に係る国庫補助金等特別積立金の計上を行わないことができるものとする。

また、①の方法に代え、会計基準移行年度においては特段の調整処理を行わず、移行年度以降の会計年度において受領する設備資金借入金元金償還補助金について、受領会計年度で国庫補助金等特別積立金へ積み立て、移行年度以降において入金が予定されている設備資金借入金元金償還補助金の合計金額を基礎として支出対象経費（主として、減価償却費をいう。）の期間費用計上額に対応した金額を取り崩すこともできることとする。具体的には、例えば、主たる補助対象固定資産を特定し、補助金合計金額を主たる補助対象固定資産の残余耐用年数で除した金額を各事業年度の国庫補助金等特別積立金取崩額として計上する方法がある。

さらに、移行年度以降の会計年度において入金が予定されている設備資金元金償還補助金の額について重要性が乏しい場合、各会計年度に受領する設備資金借入金元金償還補助金を国庫補助金等特別積立金に積み立て後、受領額全額を国庫補助金等特別積立金取崩額として計上することもできることとする。

この場合においても、土地の取得に係る設備資金元金償還補助金がある場合には、移行年度以前に受領した当該補助金の総額を国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。

(ウ) 廃棄・売却されている償却資産に配分された国庫補助金等の取崩し

移行時において既に廃棄又は売却されている償却資産に配分された国庫補助金

等は、既に全額取り崩されたものとして取り扱うものとする。

(6) 基本金の金額の確定のための調整

ア 注解（注 12）（1）の寄附金の額の特定

（ア）寄附金の範囲

注解（注 12）（1）の基本金の組入対象となる寄附金の範囲は、法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金としているため、改築時の寄附金は含まないものとする。具体的には、「運用指針」14（1）アを参照のこと。

なお、寄附金の範囲には、基本財産のみならず、初度調弁費を含むため、結果として土地、建物、固定資産物品のみならず消耗品費等が含まれることとなる。

（イ）原則的方法

寄附金は、法人設立時又は施設創設時若しくは増築時において施設単位に施設・設備整備事業計画書、決算書及び事業完了報告書等において明らかにされている金額であるため、当該資料から該当する金額を把握するものとする。

なお、増改築における寄附金は、増築部分に係る寄附金に限るものとする。

また、大規模修繕等を移行時以前に実施している場合でも、大規模修繕等に係る寄附金部分は含まないものとする。

（ウ）法人設立等の時期が古いために原則的方法によることができない場合

法人の設立又は施設の開設の時期が古いために当時の施設整備事業計画書、決算書及び事業完了報告書等から適切な情報が入手できない場合には、会計基準移行年度の前年度の貸借対照表に計上されている建物等に係る施設整備事業（施設の改築を含む。）における寄附金の額によることができる。

（エ）土地の寄附金額

土地を寄附された場合の基本金となるべき金額は、会計基準移行年度の前年度末の帳簿価額とし、(11)に基づき固定資産の帳簿価額につき評価替えを行った場合であっても、基本金計上金額に係る評価替えは行わないものとする。

イ 注解（注 12）（2）の寄附金の額の特定

（ア）寄附金の範囲

注解（注 12）（2）の基本金の組入対象となる寄附金の範囲は、あくまでも設備資金借入金の償還に係る寄附金であり、かつ、施設創設又は増築のために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金であるため、増改築については増築部分に係る借入金に限られるものである。ただし、アの金額の把握に当たりアの（ウ）によった場合には、増改築における寄附金を増築部分に区分しなくても差し支えない。

（イ）原則的方法

施設整備事業に係る借入金償還計画表の贈与契約欄の金額のうち実行された寄附金の累計額とする。

(ウ) 移行時の特例

移行時において、過去における借入金の償還状況の調査が困難なため十分に根拠を示すことができない場合には、施設整備事業に係る借入金償還計画表の贈与契約欄の金額について寄附金による償還が実施されたものとして取り扱うことができるものとする。

ウ 注解（注 12）（3）の寄附金の額の特定

(ア) 寄附金の範囲

注解（注 12）（3）の基本金の組入対象となる寄附金の範囲は、「平成 12 年 12 月 1 日障企第 59 号、社援企第 35 号、老計第 52 号、児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」別紙社会福祉法人審査要領第 2（3）に規定するもののうち、当該拠点区分に帰属する寄附金とする。

(イ) 寄附金の存在形態及びその取扱い

(ア) の金額は、設立時における法人の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等で、收受後、法人において預金の形で残高を有しているか否かにかかわらず、基本金としての性格を有するものとして取り扱うものとする。

(ウ) 簡便的な取扱い

(ア) の寄附金部分を法人設立後、運転資金積立金又は運用財産基金として特定預金を有している場合には、(ア) の金額に代えて当該特定預金の金額をもって基本金の額として取り扱って差し支えないものとする。

(エ) 移行時の特例

施設の開設の時期が古いために上記（ア）から（ウ）までの方法によることができない場合には、施設開設年度における施設会計の施設運営費収入の 1 か月分相当額又は会計基準移行年度の前年度における年間事業費の 12 分の 1 の額によることができるものとする。

エ 定款の定めにより基本財産に組み入れた額の取扱い

会計基準への移行に当たり、定款の定めにより基本財産に組み入れた額について、会計基準移行年度の前会計年度末の貸借対照表に基本財産として計上されている預貯金及び有価証券（投資有価証券を含む。）のうち、当該拠点区分に帰属する預貯金及び有価証券の金額を、基本財産基金から次期繰越活動増減差額に振り替えることとする。

(7) 基本金及び国庫補助金等特別積立金に係る移行時の特例

ア 移行時における基本金の設定について

移行時の特例として、会計基準移行年度の前年度末の貸借対照表における基本財産である建物の価額から、その取得に係る国庫補助金等の額及び前年度末における設備資金借入金残高を差し引いたものに、基本財産である土地の取得に係る寄附金を加えたものを注解（注12）（1）及び（2）に規定する基本金の合計額とすることができる。

なお、国庫補助金等の額が確定できない場合には、会計基準移行年度の前年度末の貸借対照表における基本財産である建物の価額に4分の1を乗じて得た額から前年度末における設備資金借入金残高を差し引いたものに、基本財産である土地の取得に係る寄附金を加えたものを注解（注12）（1）及び（2）に規定する基本金の合計額とすることができる。

イ 移行時における国庫補助金等特別積立金の設定について

会計基準移行年度の前年度末の貸借対照表における基本財産である建物の取得に係る国庫補助金等の額を耐用年数で除して得た額に残存年数（耐用年数－経過年数）を乗じて算出できるものとする。

なお、国庫補助金等の額が確定できない場合にあっては、会計基準移行年度の前年度末の貸借対照表における基本財産である建物の価額に4分の3を乗じて得た額を耐用年数で除して得た額に残存年数（耐用年数－経過年数）を乗じて算出できるものとする。

(8) 従来の引当金の取扱に関する変更

従来、将来発生が見込まれる経費に対処する財源として、運営費等の一部を人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金に計上することが限定的に認められていた。これらの引当金については、会計基準への移行に当たり、それぞれ人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金に振り替えることとする。

なお、上記の引当金に対応して積み立てられていた積立預金については、その他の固定資産として処理されていた場合には、積立資産としてそれぞれ人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産に振り替えることとする。

(9) 有価証券に係る調整

有価証券については、経理規程準則では取得価額をもって貸借対照表価額とすることを原則としており、満期保有目的の債券に係る償却原価法の適用についても特に規定されていなかった。

これに対し、会計基準では、満期保有目的の債券等については、取得価額をもって貸借対照表価額とし、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のある

ものについては、時価をもって貸借対照表価額としなければならないこととされた。

なお、満期保有目的の債券については償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとされた。会計基準移行に当たり、有価証券については次の方法による調整を行うこととする。

- ① 会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、時価評価を適用するものについては、会計基準移行年度の前年度末の時価を計上することとする。
- ② 会計基準移行年度期首に所有する有価証券のうち、償却原価法を適用するものについては、取得時から償却原価法を適用したこととして算定した移行年度期首の帳簿価額を計上することとする。

(10) ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合の調整

会計基準への移行に当たり、従来売買処理されていないファイナンス・リース取引（所有権移転ファイナンス・リース取引及び所有権移転外ファイナンス・リース取引）については、「運用指針」20（1）に基づき、会計基準移行年度において貸借処理から売買処理へ変更することとするが、リース取引開始日が会計基準移行前の取引については、次のいずれかの方法による調整を行うこととする。

- ① 会計基準移行年度において、貸借処理から売買処理に変更し、リース取引開始時から売買処理を適用した場合の会計基準移行年度期首までの減価償却累計額をリース料総額（現在価値へ割引後）から控除した金額をリース資産に、未経過リース料相当額（利息相当額控除後）をリース債務に計上する方法。
- ② 会計基準移行初年度における未経過リース料残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、会計基準移行年度期首に取得したものとしてリース資産、リース債務を計上する方法。未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とした場合は、会計基準適用後の残存期間における利息相当額については、利息法によらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる。
- ③ リース取引開始日が会計基準移行年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、従来貸借処理を行っていたものについては、当該リース契約が終了するまでの期間、引き続き貸借処理によることのできるものとする。

(11) 固定資産の時価又は使用価値による評価替えによる調整

土地等の時価が著しく下落し回復の見込みがあると認められる場合を除き、当該資産について時価又は使用価値による評価替えを行わなければならない。時価が著しく下落した場合とは、時価が帳簿価額から概ね 50%を超えて下落している場合をいうものとする。

なお、時価又は使用価値が適正に見積もることが困難である等の場合には、時価又は使用価値による評価替えを行わないことができるものとする。

(12) 退職給付引当金に係る調整

従来、都道府県等の実施する退職共済制度に加入している法人においては、退職共済制度の掛金額を固定資産に計上すると共に、同額を運用財産基金に計上していた。

これに対し、会計基準では、下記①～③の方法を認めている。なお、期末退職金要支給額とは、都道府県等の実施する退職共済制度における約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額をいう。

- ① 退職給付引当資産は掛金累計額、退職給付引当金は期末退職金要支給額で計上する方法
- ② 退職給付引当資産、退職給付引当金共に期末退職金要支給額で計上する方法
- ③ 退職給付引当資産、退職給付引当金共に掛金累計額で計上する方法

新会計基準への移行に当たり、①、②、③のいずれを選択するかについては、会計基準移行年度において法人の任意で選択することとなるが、一旦選択した方法については継続して適用し、みだりに変更することはできない。

なお、独自に退職金制度等を設けている場合においては、「運用指針」20（2）アに留意して退職給付引当金を計上することとする。

(13) 設備資金借入金に関する調整

設備資金借入金は、会計基準移行年度の前年度末日現在の帳簿価額により引き継ぐものとする。

また、設備資金借入金に対応して生じる固定負債積立金については、会計基準移行年度の調整に伴い、その残高はゼロとする。

(14) 資金収支計算書上の前期末支払資金残高の調整

資金収支計算書上の会計基準移行年度期首における支払資金残高は、会計基準移行年度の前会計年度末における繰越金と同額であるが、運用指針による調整を行うため、会計基準移行年度の資金収支計算書における前期末支払資金残高について、その調整過程を別紙⑩の「前期末支払資金残高の調整表」（以下「調整表」という。）により表示するものとする。

なお、資金収支計算書の表示に当たっては、当該計算書に調整表を添付又は注記するものとする。

(15) 事業活動計算書上の前期繰越活動増減差額の設定

会計基準移行年度の事業活動計算書上の前期繰越活動増減差額は、会計基準適用年度における構成要素を次に掲げる内容ごとに別紙⑫の「前期繰越活動増減差額の設定表」（以下「設定表」という。）により表示するものとする。

なお、事業活動計算書の表示に当たっては、当該計算書に設定表を添付又は注記するものとする。

- ①旧施設会計における繰越金の合計額
- ②拠点区分に関連する旧本部会計の資産・負債項目を受け入れたことによる繰越金
- ③基本財産基金、運用財産基金、固定負債積立金等のいわゆる切り返し仕訳により生じた勘定科目の調整による変更額
- ④過年度の減価償却累計額の受入れによる変更額
- ⑤過年度の国庫補助金等特別積立金の取崩しによる変更額
- ⑥償却原価法適用による変更額
- ⑦ファイナンス・リース取引に係る売買処理適用による変更額

(16) 経理規程準則の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動について

経理規程準則の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動については、「経理規程準則と会計基準の勘定科目比較表」（別紙⑬）を参照するものとする。

11 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準からの移行の場合

資金収支計算書における支払資金の残高の設定

収益事業等において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用している場合、会計基準移行年度期首における支払資金残高を資金収支計算書の「前期末支払資金残高」として計上しなければならない。

なお、「前期末支払資金残高」は、移行時の貸借対照表に基づき注解（注6）により計算した金額となる。

【参考】経理規程準則を適用していた社会福祉法人における移行時の仕訳一覧

I 抽出並びに合算の手続き

1 旧本部会計における資産・負債の取扱い

本部会計勘定残高区分表に記入された拠点区分ごとの勘定残高について、以下の仕訳により、各拠点区分に移管する。

(1) 旧本部会計における流動資産・流動負債の取扱い

【旧本部会計】

(借方) 流動負債	×××	(貸方) 流動資産	×××
繰越金	×××		

【新拠点区分】

(借方) 流動資産	×××	(貸方) 流動負債	×××
		繰越金	×××

(2) 旧本部会計における固定資産・固定負債の取扱い

【旧本部会計】

(借方) 積立金	×××	(貸方) その他の固定資産	×××
設備資金借入金	×××	固定負債積立金 (* 1)	×××
基本財産基金	×××	建物	×××
運用財産基金	×××	土地	×××
		固定資産物品	×××

【新拠点区分】

(借方) その他の固定資産	×××	(貸方) 積立金	×××
固定負債積立金 (* 1)	×××	設備資金借入金	×××
建物	×××	基本財産基金	×××
土地	×××	運用財産基金	×××
固定資産物品	×××		

(* 1) 会計基準適用年度直前会計年度末の貸借対照表上の金額を計上する。

2 旧施設会計の繰越金・引当金を会計基準における拠点区分に取り込むための処理

(1) 旧施設会計における資産・負債の移管

【旧施設会計】

(借方) 流動負債	×××	(貸方) 流動資産	×××
繰越金	×××		
(借方) 積立金	×××	(貸方) 固定資産物品	×××
運用財産基金	×××	その他の固定資産	×××

【新拠点区分】

(借方) 流動資産	×××	(貸方) 流動負債	×××
		繰越金	×××
(借方) 固定資産物品	×××	(貸方) 積立金	×××
その他の固定資産	×××	運用財産基金	×××

II 調整の手続き

1 基本財産基金等施設整備関係の処理（旧本部会計からの移管部分）

(1) 施設整備時の会計処理の復元

(借方) 基本財産基金（*2）	×××	(貸方) 基本金（*5）	×××
運用財産基金（*3）	×××	国庫補助金等特別積立金（*6）	×××
前期繰越活動増減差額（*4）	×××	固定負債積立金（*7）	×××

（*2）「移行時の取扱い」10（4）ア(ウ)に記載された基本財産等の施設整備に係った部分に相当する金額を記載する。

したがって、現在貸借対照表に計上されている建物と土地の取得時とが異なる場合には、土地の価額は別途加算されなければならない。当該仕訳により基本財産基金残高はゼロとなる。

（*3）運用財産基金の額は、上記施設整備時の金額とするため、当該仕訳の後に残高は必ずしもゼロとはならない。

しかし、施設整備後当該対象資産が旧施設会計に移管されている場合が多いことから、当該差額の調整は、旧本部会計及び旧施設会計の全体において次の（4）において行うこととする。

（*4）当該前期繰越活動増減差額は、施設整備時において一般物品費として処理された金額に相当する額を計上することになる。

（*5）「移行時の取扱い」10（6）アに定めた施設整備事業時において一挙に支払われた法人役員等からの寄附金部分（少なくとも、事業総額の5%以上となるであろう。）及び土地に係る寄附部分が当該金額を構成する。

（*6）上記施設整備時において得られた当初国庫補助金等の額とする。

（*7）上記施設整備時において借入れた設備資金借入金の額とする。その結果、固定負債積立金は、一般的に既返済額だけ貸方に残高が生ずることとなる。

(2) 固定資産物品の振替

(借方) 構築物	×××	(貸方) 固定資産物品	×××
機械及び装置	×××		
車両運搬具	×××		
器具及び備品	×××		

(3) 退職給付引当金に係る調整

① 退職給付積立資産は掛金累計額、退職給付引当金は期末要支給額で計上する方法

(借方) 運用財産基金 ××× (貸方) 退職給付引当金 ×××
前期繰越活動増減差額 ×××

② 退職給付積立資産、退職給付引当金共に期末要支給額で計上する方法

(借方) 運用財産基金 ××× (貸方) 退職給付引当金 ×××
退職給付積立資産 ×××

③ 退職給付積立資産、退職給付引当金共に掛金累計額で計上する方法

(借方) 運用財産基金 ××× (貸方) 退職給付引当金 ×××

(4) 旧施設会計において、措置費及び初度調弁分の旧本部会計からの移管等により取得した固定資産物品等の調整

(借方) 運用財産基金 ××× (貸方) 前期繰越活動増減差額 ×××
((* 1) > (* 3) の場合)

(借方) 前期繰越活動増減差額 ××× (貸方) 運用財産基金 ×××
((* 1) < (* 3) の場合)

上記 (* 3) に係る移行時の施設・本部 (抽出) の合算貸借対照表上の運用財産基金をゼロにするための金額を上記仕訳により消去する。ただし、上記 (2) の調整がある場合には、(* 3) の金額に当該金額を加えるものとする。

(5) 国庫補助金等の調整

(借方) 国庫補助金等特別積立金 ××× (貸方) 前期繰越活動増減差額 ×××

上記金額には、施設整備時に、一般物品費として経費処理されたものに係わる国庫補助金等の金額のみを処理することとし、それ以外の国庫補助金等特別積立金の取崩額の調整は2で行う。

(6) 借入金の償還に係わる調整

(借方) 固定負債積立金 (* 8) ××× (貸方) 基本金 (* 9) ×××
国庫補助金等特別積立金 (* 10) ×××
前期繰越活動増減差額 (* 11) ×××

(* 8) 設備資金借入金の既償還額に係わる修正仕訳である。((* 7) - (* 1) の額)

(* 9) 法人役員等からの寄附金により償還された設備資金借入金の額とする。

(* 10) 借入金の償還補助があった場合には当該金額が計上される。

なお、当該補助金は国庫補助金等特別積立金の取崩額として当初からの取崩予定に組み込まれて処理されているので、この後の処理は特に必要と

(借方) 1年以内回収予定長期貸付金	×××	(貸方) 長期貸付金	×××
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	×××	事業区分間長期貸付金	×××
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	×××	拠点区分間長期貸付金	×××
(借方) 設備資金借入金	×××	(貸方) 1年以内返済予定設備資金借入金	×××
長期運営資金借入金	×××	1年以内返済予定長期運営資金借入金	×××
リース債務	×××	1年以内返済予定リース債務	×××
事業区分間長期借入金	×××	1年以内返済予定事業区分間長期借入金	×××
拠点区分間長期借入金	×××	1年以内返済予定拠点区分間長期借入金	×××
長期未払金	×××	1年以内支払予定長期未払金	×××

(3) 償却原価法の適用による調整

ア 発行価額 < 額面金額の場合

(借方) 有価証券(投資有価証券) ××× (貸方) 前期繰越活動増減差額 ×××

イ 発行価額 > 額面金額の場合

(借方) 前期繰越活動増減差額 ××× (貸方) 有価証券(投資有価証券) ×××

(4) ファイナンス・リース取引に係る調整

ア 「移行時の取扱い」10(10)①に規定する方法による場合

I リース資産の帳簿価額 < リース債務の場合

(借方) 器具及び備品 ××× (貸方) リース債務(*12) ×××

前期繰越活動増減差額 ×××

II リース資産の帳簿価額 > リース債務の場合

(借方) 器具及び備品 ××× (貸方) リース債務(*12) ×××

前期繰越活動増減差額 ×××

イ 「移行時の取扱い」10(10)②に規定する方法による場合

(借方) 器具及び備品 ××× (貸方) リース債務(*12) ×××

(*12) 移行時から起算して1年以内に支払の期限が到来するものは、「1年以内返済予定リース債務」に計上する。

III 会計基準移行時残高の確定について

(1) 経理規程準則による貸借対照表残高を会計基準移行時残高に組み替えるに当たっては、会計基準移行時精算表(別紙⑭)を拠点区分ごとに作成する。

(2) 会計基準移行時精算表の作成

① 会計基準移行時精算表の「経理規程準則残高」欄には、「移行時の取扱い」の勘定残高精算集計表の拠点区分残高を記入する。

② 会計基準移行時精算表の「移行仕訳」欄には、上述 I 及び II の仕訳金額を記入

する。

- ③ 会計基準移行時精算表の「会計基準残高」欄は、「経理規程準則残高」欄に「移行仕訳」欄の金額を加減算した金額を記入する。

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

別紙①

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
介護保険収入	介護保険収入	介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般)	社会福祉法人が行う事業ごとに大区分を収 入
			居宅介護料収入 (介護報酬収入) (利用者負担金収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)	
			地域密着型介護料収入 (介護報酬収入) (利用者負担金収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)	他の会計の基準の内容を踏まえ追加
			居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	
			利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入(公費) 食費収入(一般) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般) その他の利用料収入	
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入		その他の事業収入 (保険等査定減)	補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	介護保険事業収入に係る補助金事業収入等 を計上。なお他の大区分に係る補助金事業 収入等はそれぞれの区分ごとに計上。
利用料収入	利用料収入 利用料負担金収入				
措置費収入	事務費収入 事業費収入	老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	本科目の他、児童福祉事業収入、生活保護 事業収入にも設定
			運営事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	
			その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
		児童福祉事業収入	措置費収入	事務費収入 事業費収入	
			私的契約利用料収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
運営費収入 私的契約利用料収入	運営費収入 私的契約利用料収入	保育事業収入	保育所運営費収入 私的契約利用料収入 私立認定保育所利用料収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受取事業収入 その他の事業収入	運営費については、保育事業収入の中に保 育所運営費収入を設定
		就労支援事業収入	〇〇事業収入		
自立支援費等収入	介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用計画作成費収入	障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 地域相談支援給付費収入 特例地域相談支援給付費収入 計画相談支援給付費収入 特例計画相談支援給付費収入	
			障害児施設給付費収入	障害児通所給付費収入 特例障害児通所給付費収入 障害児入所給付費収入 障害児相談支援給付費収入 特例障害児相談支援給付費収入	
			利用者負担金収入 補足給付費収入	特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入	
	特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入		特定費用収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
〇〇事業収入	〇〇事業収入	生活保護事業収入	(保険等査定減) 措置費収入 授産事業収入 その他の事業収入	事務費収入 〇〇事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		医療事業収入	入院診療収入 室料差額収入 外来診療収入 保健予防活動収入 受託検査・施設利用収入 訪問看護療養費収入 訪問看護利用料収入 その他の医療事業収入	訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の医療事業収入	
〇〇事業収入	〇〇事業収入	〇〇事業収入	(保険等査定減) 〇〇事業収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	介護保険事業収入等に係る補助金事業収入等は、それぞれの区分ごとに計上。上記の大区分に含まれない事業の補助金事業収入は〇〇事業収入に計上
借入金利息補助金収入 寄附金収入 受取利息配当金収入	借入金利息補助金収入 寄附金収入 受取利息配当金収入	〇〇取入	〇〇取入	〇〇取入	
雑収入	雑収入	借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の取入	受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入		
会計単位間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入	流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入				
経常収入計(1)		事業活動収入計(1)			

<経常活動による収支> 【支出】		<事業活動による収支> 【支出】			備考
人件費支出		人件費支出			
事業費支出		事業費支出			
事務費支出		事務費支出			
役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出	職員賞与支出 派遣職員費支出 退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付支出」に統合して計上	会計基準では「職員給料支出」と「職員賞与支出」に分けて整理
給食費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費	給食費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費	給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出	給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出	*旧基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている	*旧基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている
賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 〇〇費 雑費	賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 〇〇費 雑費	保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輦費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出	保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輦費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出		
福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料	福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料	福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出	福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出	消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費支出」に統合して計上	損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計の基準の内容も踏まえて変更 賃借料は、会計基準では「賃借料支出」と「土地・建物賃借料支出」に分けて計上

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
	租税公課	租税公課支出			
	〇〇費 雑費	保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 〇〇費支出 雑支出			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
借入金利息支出	借入金利息支出	就労支援事業支出	就労支援事業販売支出 就労支援事業販管費支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		授産事業支出 〇〇支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出	流動資産評価損等による資金減少額	利用者等外給食費支出 雑支出		
			有価証券売却損 資産評価損	有価証券評価損 〇〇評価損	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			為替差損 徴収不能額		
経常支出計(2)		事業活動支出計(2)			
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			
＜施設整備等による収支＞ 【収入】		＜施設整備等による収支＞ 【収入】			
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入		
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入		
固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入	設備資金借入金収入 固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	施設整備等収入計(4)		〇〇収入 施設整備等収入計(4)		
＜施設整備等による収支＞ 【支出】		＜施設整備等による収支＞ 【支出】			
固定資産取得支出	建物取得支出 車輛運搬具取得支出 〇〇取得支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 〇〇取得支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
元入金支出	公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出	固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出	〇〇支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	施設整備等支出計(5)		施設整備等支出計(5)		会計基準ではその他の活動による収支の部の支出に移動し、「事業・拠点区分間貸付金支出」として計上
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			
＜財務活動による収支＞ 【収入】		＜その他の活動による収支＞ 【収入】			
借入金収入	設備資金借入金収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入		
その他の収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入	長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 〇〇積立預金取崩収入	事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入	退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 〇〇積立資産取崩収入		会計基準の区分方法に沿って変更
借入金元金償還補助金収入	借入金元金償還補助金収入		〇〇収入		
	財務収入計(7)	その他の活動収入計(7)			

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<財務活動による取支>		<その他の活動による取支>			
【支出】		【支出】			
借入金元金償還金支出	長期運営資金借入金償還金支出	長期運営資金借入金元金償還支出			会計基準の区分方法に沿って変更
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出	長期貸付金支出			
積立預金積立支出		投資有価証券取得支出			
	〇〇積立預金積立支出	積立資産支出			
		退職給付引当資産支出			
		長期預り金積立資産支出			
		〇〇積立資産支出			
その他の支出		事業区分間長期貸付金支出			
借入金元金償還金支出	設備資金借入金償還金支出	拠点区分間長期貸付金支出			
流動資産評価減等による 資金減少額等		事業区分間長期借入金返済支出			
	徴収不能額	拠点区分間長期借入金返済支出			
	有価証券売却益	事業区分間繰入金支出			
	有価証券売却損	拠点区分間繰入金支出			
	有価証券評価損	サービス区分間繰入金支出			
	〇〇評価損	その他の活動による支出			
		〇〇支出			
財務支出計(8)		その他の活動支出計(8)			
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
予備費(10)		予備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

※旧基準の事業活動収支計算書では、「収入」「支出」を科目名に使用していたが、会計基準では「収益」「費用」に修正。

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
＜事業活動収支の部＞ 【収入】		＜サービス活動増減の部＞ 【収益】			
介護保険収入	介護保険収入	介護保険事業収益	施設介護料収益	介護報酬収益 利用者負担金収益（公費） 利用者負担金収益（一般）	社会福祉法人が行う事業ごとに大区分を設定
			居宅介護料収益 （介護報酬収益） （利用者負担金収益）	介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益（公費） 介護負担金収益（一般） 介護予防負担金収益（公費） 介護予防負担金収益（一般）	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			地域密着型介護料収益 （介護報酬収益） （利用者負担金収益）	介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益（公費） 介護負担金収益（一般） 介護予防負担金収益（公費） 介護予防負担金収益（一般）	
			居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益	
			利用者等利用料収益	施設サービス利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 地域密着型介護サービス利用料収益 食費収益（公費） 食費収益（一般） 居住費収益（公費） 居住費収益（一般） その他の利用料収益	
			その他の事業収益 （保険等査定減）	補助金事業収益 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	介護保険収益に係る補助金等を計上。なお他の大区分に係る補助金等はそれぞれの区分ごとに計上。
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入	老人福祉事業収益	措置事業収益	事務費収益 事業費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益	措置事業収益については、本科目の他、児童福祉事業収益、生活保護事業収益にも設定
			運営事業収益	管理費収益 その他の利用料収益 補助金事業収益 その他の事業収益	
			その他の事業収益	管理費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益	
利用料収入	利用料収入 利用者負担金収入	児童福祉事業収益	措置費収益	事務費収益 事業費収益	
			私的契約利用料収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
措置費収入	事務費収入 事業費収入	保育事業収益	保育所運営費収益	補助金事業収益 受取事業収益 その他の事業収益	運営費については、保育事業収益の中に保育所運営費収益を設定
			私的契約利用料収益 私立認定保育所利用料収益 その他の事業収益		
			就労支援事業収益	〇〇事業収益	
運営費収入	運営費収入	障害福祉サービス等事業収益	自立支援給付費収益	介護給付費収益 特例介護給付費収益 訓練等給付費収益 特例訓練等給付費収益 地域相談支援給付費収益 特例地域相談支援給付費収益 計画相談支援給付費収益 特例計画相談支援給付費収益	
私的契約利用料収入	私的契約利用料収入			障害児通所給付費収益 特例障害児通所給付費収益 障害児入所給付費収益 障害児相談支援給付費収益 特例障害児相談支援給付費収益	
				自立支援給付費収益	
自立支援費等収入	介護給付費収入 訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入 障害児施設給付費収入				

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
〇〇事業収入	特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入	生活保護事業収益	利用者負担金収益 補足給付費収益 特定費用収益 その他の事業収益 (保険等査定減) 措置費収益 授産事業収益 その他の事業収益	特定障害者特別給付費収益 特例特定障害者特別給付費収益 特定入所障害児食費等給付費収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益 事務費収益 〇〇事業収益	
寄附金収入 雑収入	寄附金収入 雑収入	医療事業収益	入院診療収益 室料差額収益 外来診療収益 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益 訪問看護療養費収益 訪問看護利用料収益 その他の医療事業収益 (保険等査定減)	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益 訪問看護基本利用料収益 訪問看護その他の利用料収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の医療事業収益	
借入金元金償還補助金収入	借入金元金償還補助金収入	〇〇事業収益	〇〇事業収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	介護保険事業収益等に係る補助金事業収益は、それぞれの区分ごとに計上。上記の大区分に含まれない事業の補助金事業収益は〇〇事業収益に計上
引当金戻入	徴収不能引当金戻入 退職給与引当金戻入 〇〇引当金戻入	〇〇収益	〇〇収益		新基準では洗替法ではなく、前年度負担分(引当金戻入分)と当年度負担分(引当金繰入分)の差額を計上する方法を採用するため、基本的に取崩収益は発生しません。ただし、徴収不能引当金を計上して、対象債権が回収されるなど、徴収不能引当金の計上が不要となった場合には、特別増減の部のその他の特別収益に徴収不能引当金戻入益を計上してください。
国庫補助金等特別積立金取崩額		経常経費寄附金収益 その他の収益	〇〇収益		会計基準ではサービス活動増減の部の費用に控除項目として移動
事業活動収入計(1)		サービス活動収益計(1)			

<事業活動収支の部> 【支出】		<サービス活動増減の部> 【費用】			備考
人件費支出		人件費			
事業費支出		事業費			
役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費 給食費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 〇〇費 雑費	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費 給食費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 〇〇費 雑費	役員報酬 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用 法定福利費 給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車輛費 〇〇費 雑費	役員報酬 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用 法定福利費 給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車輛費 〇〇費 雑費	役員報酬 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用 法定福利費 給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車輛費 〇〇費 雑費	会計基準では「職員給料」と「職員賞与」に分けて整理 他の会計の基準の内容を踏まえて人件費に移動 派遣職員費を追加 退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付費用」に統合して計上 *旧基準では勘定科目の順は事務費、事業費の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費、事務費の順番に合わせている 消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費」に統合して計上

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
事務費支出	福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料 租税公課 ○○費 雑費	事務費	福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 研修研究費 事務消耗品費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 保険料 賃借料 土地・建物賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 ○○費 雑費		*旧基準では勘定科目の順は事務費、事業費の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費、事務費の順番に合わせている 消耗品費と器具什器費は、会計基準では「事務消耗品費」に統合して計上 損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計の基準の内容も踏まえて変更 賃借料は、会計基準では「賃借料」と「土地・建物賃借料」に分けて計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
減価償却費	減価償却費	就労支援事業費用	就労支援事業販売原価 就労支援事業販売管費	期首製品（商品）棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高 期末製品（商品）棚卸高	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
徴収不能額 引当金繰入	徴収不能額 退職給与引当金繰入 徴収不能引当金繰入 ○○引当金繰入	授産事業費用 ○○費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金 取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用			旧基準では、事業活動収支の部の収入としていたが、会計基準ではサービス活動増減の部の費用に控除項目として計上 会計基準では、「退職給付費用」で処理 会計基準では、引当金は「徴収不能引当金」、「賞与引当金」、「退職給付引当金」に限定するため、○○引当金は廃止
事業活動支出計(2) 事業活動収支差額(3)=(1)-(2)		サービス活動費用計(2) サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			

<事業活動外収支の部> 【収入】	
借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入
受取利息配当金収入	受取利息配当金収入
会計単位間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入
有価証券売却益(売却収入)	投資有価証券売却益(売却収入)
投資有価証券売却益(売却収入)	投資有価証券売却益(売却収入)
事業活動外収入計(4)	

<サービス活動外増減の部> 【収益】		
借入金利息補助金収益		
受取利息配当金収益		
有価証券評価益		会計基準では特別増減の部の収益に移動し、「事業区分間又は拠点区分間繰入金収益」として計上
有価証券売却益		会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加 会計基準では売却益の差額のみを計上するため(売却収入)を削除
投資有価証券評価益		会計基準では投資有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加
投資有価証券売却益		会計基準では売却益の差額のみを計上するため(売却収入)を削除
その他のサービス活動外収益	受入研修費収益 利用者等外給食収益 雑収益	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
サービス活動外収益計(4) 為替差益		

<事業活動外収支の部> 【支出】	
借入金利息支出	借入金利息支出
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出
資産評価損	有価証券評価損
有価証券売却損(売却原価)	有価証券売却損(売却原価)
投資有価証券売却損(売却原価)	投資有価証券売却損(売却原価)
資産評価損	○○評価損
事業活動外支出計(5) 事業活動外収支差額(6)=(4)-(5) 経常収支差額(7)=(3)+(6)	

<サービス活動外増減の部> 【費用】		
支払利息		会計基準では特別増減の部の費用に移動し、「拠点区分間繰入金費用」として計上
有価証券評価損		会計基準では売却損益の差額のみを計上するため(売却原価)を削除
有価証券売却損		会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加
投資有価証券評価損		会計基準では売却損益の差額のみを計上するため(売却原価)を削除
投資有価証券売却損		会計基準では特別増減の部の費用に移動
その他のサービス活動外費用	利用者等外給食費 雑損失	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
サービス事業活動外費用計(5) サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5) 経常増減額(7)=(3)+(6)		

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<特別収支の部>		<特別増減の部>			
【収入】		【収益】			
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	施設整備等補助金収益	施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益		
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	施設整備等寄附金収益	施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益		
固定資産売却益(売却収入)	車輦運搬具売却益(売却収入) 器具及び備品売却益(売却収入) ○○売却益(売却収入)	固定資産売却益	○○受贈額 車輦運搬具売却益 器具及び備品売却益 ○○売却益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準では売却益の差額のみを計上するため(売却収入)を削除 会計基準では特別増減の部の費用の控除項目として移動 旧基準では事業活動外収支の部の収入に計上していたが、会計基準では特別増減の部の収益に計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
国庫補助金等特別積立金取崩額		事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益 拠点区分間固定資産移管収益 その他の特別収益			
	特別収入計(8)	徴収不能引当金戻入益			
		特別収益計(8)			
<特別収支の部>		<特別増減の部>			
【支出】		【費用】			
基本金組入額	1号基本金組入額 2号基本金組入額 3号基本金組入額	基本金組入額			会計基準では基本金組入額へ一本化
固定資産売却損・処分損(売却原価)	車輦運搬具売却損・処分損(売却原価) 器具及び備品売却損・処分損(売却原価) ○○売却損・処分損(売却原価)	資産評価損 固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損 車輦運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損		会計基準では売却損益等の差額のみを計上するため(売却原価)を削除
国庫補助金等特別積立金積立額		国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管費用 拠点区分間固定資産移管費用 その他の特別損失			他の会計の基準の内容を踏まえて追加 旧基準では事業活動外収支の部の支出に計上していたが、会計基準では特別増減の部の費用に計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	特別支出計(9)		特別費用計(9)		
	特別収支差額(10)=(8)-(9)		特別増減差額(10)=(8)-(9)		
	当期活動収支差額(11)=(7)+(10)		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		
<繰越活動収支差額の部>		<繰越活動増減差額の部>			
前期繰越活動収支差額(12)		前期繰越活動増減差額(12)			
当期末繰越活動収支差額(13)=(11)+(12)		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)			
基本金取崩額(14)		基本金取崩額(14)			会計基準では4号基本金廃止に伴い削除
基本金組入額(15)	4号基本金組入額	その他の積立金取崩額(15)	○○積立金取崩額		
その他の積立金取崩額(16)	○○積立金取崩額	その他の積立金積立額(16)	○○積立金積立額		
その他の積立金積立額(17)	○○積立金積立額	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)			旧基準の「収支」を会計基準では「増減」に名称変更
次期繰越活動収支差額(18)=(13)+(14)-(15)+(16)-(17)					

旧基準と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<純資産の部>					
基本金	基本金	基本金			旧基準の「収支」を会計基準では「増減」に名称変更
国庫補助金等特別積立金	国庫補助金等特別積立金	国庫補助金等特別積立金			
その他の積立金	〇〇積立金	その他の積立金	〇〇積立金		
次期繰越活動収支差額	次期繰越活動収支差額 (うち当期活動収支差額)	次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)			
純資産の部合計		純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計			

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

別紙②

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<授産事業活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
授産事業収入	<input type="checkbox"/> 〇事業収入 <input type="checkbox"/> △△事業収入 <input type="checkbox"/> □□事業収入	就労支援事業収入	<input type="checkbox"/> 〇事業収入		
		障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入 障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入 特定費用収入 その他の事業収入	介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入 特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入	
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入	生活保護事業収入	(保険等査定減) 措置費収入 授産事業収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		〇〇事業収入	授産事業収入 その他の事業収入	事務費収入 〇〇事業収入 補助金事業収入 受託事業収入	
会計単位間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入	〇〇収入	〇〇事業収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入	〇〇収入	〇〇収入		
授産事業収入計(1)		事業活動収入計(1)			
<授産事業活動による収支> 【支出】		<授産事業活動による収支> 【支出】			
授産事業支出	<input type="checkbox"/> 〇事業支出 <input type="checkbox"/> △△事業支出 <input type="checkbox"/> □□事業支出	授産事業支出	<input type="checkbox"/> 〇事業支出 <input type="checkbox"/> △△事業支出 <input type="checkbox"/> □□事業支出		
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出	〇〇支出			事業活動による収支の支出へ計上
授産事業支出計(2)					
授産事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)					

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	

<福祉事業活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
措置費収入	事務費収入 事業費収入	〇〇事業収入	〇〇事業収入		
運営費収入	運営費収入				
私的契約利用料収入	私的契約利用料収入				
利用料収入	利用料収入 利用者負担金収入				
〇〇事業収入	〇〇事業収入		その他の事業収入		
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入			補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		〇〇収入	〇〇収入		
借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入			
寄附金収入	寄附金収入	経常経費寄附金収入			
受取利息配当金収入	受取利息配当金収入	受取利息配当金収入			
		その他の収入			
雑収入	雑収入		受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入		
		流動資産評価益等による資金増加額			
			有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
会計単位間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入				
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入				
福祉事業収入計(4)					

<福祉事業活動による収支> 【支出】		<事業活動による収支> 【支出】			
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与	人件費支出	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出		会計基準では「職員給料支出」と「職員賞与支出」に分けて整理 派遣職員費支出を追加
	退職金		退職給付支出		退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付支出」に統合して計上
	退職共済掛金		法定福利費支出		
	法定福利費				
事業費支出	給食費	事業費支出	給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗品費支出 器具什器費支出		*授産基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている
	保健衛生費		保険料支出		消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費支出」に統合して計上
	被服費		貸借料支出		
	医療費		教育指導費支出		
	被服費		就職支度費支出		
	教養娯楽費		葬祭費支出		
	日用品費		車両費支出		
	水道光熱費		管理費返還支出		
	燃料費		〇〇費支出		
	消耗品費		雑支出		
	器具什器費				
	貸借料				
	指導訓練費				
	就職支度費				
	葬祭費				
	〇〇費				
	雑費				

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
事務費支出	福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料 租税公課 ○○費 雑費	事務費支出	福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 ○○費支出 雑支出		*授産基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている 消耗品費と器具什器費は、会計基準では「事務消耗品費支出」に統合して計上 賃借料は、会計基準では「賃借料支出」と「土地・建物賃借料支出」に分けて計上 損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計の基準の内容も踏まえて変更 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 就労支援事業支出 就労支援事業販売支出 就労支援事業販管費支出 ○○支出 利用者負担軽減額支出 支払利息支出 その他の支出 利用者等外給食費支出 雑支出 流動資産評価損等による資金減少額 有価証券売却損 資産評価損 為替差損 徴収不能額
借入利息支出	借入利息支出	借入利息支出			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
福祉事業支出計(5)		事業活動支出計(2)			
福祉事業活動資金収支差額(6)=(4)-(5)		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			

<施設整備等による収支> 【収入】		<施設整備等による収支> 【収入】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
収入		収入			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入		
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入		
固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入	固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等収入計(7)		施設整備等収入計(4)			

<施設整備等による収支> 【支出】		<施設整備等による収支> 【支出】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
支出		支出			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
		設備資金借入金元金償還支出			

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
固定資産取得支出	建物取得支出 車輛運搬具取得支出 ○○取得支出	固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
元入金支出	公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出	固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 ○○支出			他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等支出計(8)		施設整備等支出計(5)			
施設整備等資金収支差額(9)=(7)-(8)		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			
<財務活動による収支> 【収入】		<その他の活動による収支> 【収入】			
借入金収入	設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入 ○○積立預金取崩収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入			
その他の収入	借入金元金償還補助金収入	退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入			会計基準の区分方法に沿って変更
借入金元金償還補助金収入	借入金元金償還補助金収入	事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入 ○○収入			
財務収入計(10)		その他の活動収入計(7)			
<財務活動による収支> 【支出】		<その他の活動による収支> 【支出】			
借入金元金償還金支出	長期運営資金借入金償還金支出	長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出			
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出	退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出			会計基準の区分方法に沿って変更
積立預金積立支出	○○積立預金積立支出	事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出 ○○支出			
その他の支出	長期貸付金支出 ○○支出				
借入金元金償還金支出	設備資金借入金償還金支出				
流動資産評価減等による資金減少額等	徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 ○○評価損				
財務支出計(11)		その他の活動支出計(8)			
財務活動資金収支差額(12)=(10)-(11)		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
予備費(13)		予備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(14)=(3)+(6)+(9)+(12)-(13)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(15)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(14)+(15)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<福祉事業活動収支の部> 【収入】		<サービス活動増減の部> 【収益】			
措置費収入	事務費収入 事業費収入	〇〇事業収益	〇〇事業収益		
運営費収入	運営費収入				
私的契約利用料収入	私的契約利用料収入				
利用料収入	利用料収入 利用者負担金収入				
〇〇事業収入	〇〇事業収入		その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入				
寄附金収入	寄附金収入	〇〇収益	〇〇収益		
雑収入	雑収入	経常経費寄附金収益 その他の収益			
借入金元金償還補助金収入	借入金元金償還補助金収入				
引当金戻入	徴収不能引当金戻入 退職給与引当金戻入 〇〇引当金戻入				
国庫補助金等特別積立金取崩額					
福祉事業活動収入計(4)		サービス活動収益計(1)			
<福祉事業活動収支の部> 【支出】		<サービス活動増減の部> 【費用】			
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	人件費	役員報酬 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用 法定福利費	会計基準では「職員給料」と「職員賞与」に分けて整理 派遣職員費を追加 退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付費用」に統合して計上	
事業費支出	給食費 保健衛生費 被服費 教養娯楽費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費 賃借料 指導訓練費 就職支度費 葬祭費 〇〇費 雑費	事業費	給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車輛費 〇〇費 雑費	＊授産基準では勘定科目の順は事務費、事業費の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費、事務費の順番に合わせている 消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費」に統合して計上	

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
事務費支出	福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料 租税公課 〇〇費 雑費	事務費 福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 研修研究費 事務消耗品費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 保険料 賃借料 土地・建物賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 〇〇費 雑費	就労支援事業費用	就労支援事業販売原価 当期就労支援事業製造原価 期首製品商品棚卸高 当期就労支援事業仕入高 期末製品商品棚卸高 就労支援事業販管費	<p>*授産基準では勘定科目の順は事務費、事業費の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費、事務費の順番に合わせている</p> <p>消耗品費と器具什器費は、会計基準では「事務消耗品費」に統合して計上</p> <p>損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計の基準の内容も踏まえて変更</p> <p>賃借料は、会計基準では「賃借料」と「土地・建物賃借料」に分けて計上</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p>
減価償却費	減価償却費	減価償却費	利用者負担軽減額	減価償却費	授産基準では、事業活動収支の部の収入としていたが、会計基準ではサービス活動増減の部の費用に控除項目として計上
徴収不能額 引当金繰入	徴収不能額 退職給与引当金繰入 徴収不能引当金繰入 〇〇引当金繰入	徴収不能額 徴収不能引当金繰入	国庫補助金等特別積立金取崩額	徴収不能額 徴収不能引当金繰入	<p>会計基準では、「退職給付費用」で処理</p> <p>会計基準では、引当金は「徴収不能引当金」、「賞与引当金」、「退職給付引当金」に限定するため、〇〇引当金は廃止</p>
福祉事業活動支出計(5)		サービス活動費用計(2)			
福祉事業活動収支差額(6)=(4)-(5)		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			

<事業活動外収支の部>		<サービス活動外増減の部>			備考
【収入】		【収益】			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収益			
受取利息配当金収入	受取利息配当金収入	受取利息配当金収益			
会計単位間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入				会計基準では特別増減の部の収益に移動し、「事業区分間繰入金収益」として計上
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入				会計基準では特別増減の部の収益に移動し、「拠点区分間繰入金収益」として計上
有価証券売却益(売却収入)	投資有価証券売却益(売却収入)	有価証券評価益 有価証券売却益			<p>会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加</p> <p>会計基準では売却益の差額のみを計上するため(売却収入)を削除</p>
投資有価証券売却益(売却収入)	投資有価証券売却益(売却収入)	投資有価証券評価益 投資有価証券売却益			<p>会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加</p> <p>会計基準では売却益の差額のみを計上するため(売却収入)を削除</p>
		その他のサービス活動外収益			

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】	
勘定科目【A】	
科目区分	
大区分	中区分
事業活動外収入計(7)	

【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【B】			
科目区分			
大区分	中区分	小区分	
	受入研修費収益 利用者等外給食収益 雑収益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		為替差益	
サービス活動外収益計(4)			

<事業活動外支出の部>	
【支出】	
借入金利息支出	借入金利息支出
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出
資産評価損	有価証券評価損
有価証券売却損(売却原価)	有価証券売却損(売却原価)
投資有価証券売却損(売却原価)	投資有価証券売却損(売却原価)
資産評価損	〇〇評価損
事業活動外支出計(8)	
事業活動外収支差額(9)=(7)-(8)	
経常収支差額(10)=(3)+(6)+(9)	

<サービス活動外増減の部>			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
【費用】			
支払利息			
有価証券評価損			
有価証券売却損			会計基準では売却損益の差額のみを計上するため(売却原価)を削除
投資有価証券評価損			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加
投資有価証券売却損			会計基準では売却損益の差額のみを計上するため(売却原価)を削除
その他のサービス活動外費用	利用者等外給食費 雑損失		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		為替差損	
サービス事業活動外費用計(5)			
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)			
経常増減額(7)=(3)+(6)			

<特別収支の部>	
【収入】	
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入
固定資産売却益(売却収入)	車輛運搬具売却益(売却収入) 器具及び備品売却益(売却収入) 〇〇売却益(売却収入)
国庫補助金等特別積立金取崩額	
特別収入計(11)	

<特別増減の部>			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
【収益】			
施設整備等補助金収益	施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益		
施設整備等寄附金収益	施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益		
長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
固定資産受贈額	〇〇受贈額		
固定資産売却益	車輛運搬具売却益 器具及び備品売却益 〇〇売却益		会計基準では売却益の差額のみを計上するため(売却収入)を削除
事業区分間繰入金収益			会計基準では特別増減の部の費用の控除項目として移動
拠点区分間繰入金収益			授産基準では事業活動外収支の部の収入に計上していたが、会計基準では特別増減の部の収益に計上
事業区分間固定資産移管収益			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
拠点区分間固定資産移管収益			
その他の特別収益	長不能引当金戻入益		
特別収益計(8)			

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<特別収支の部>		<特別増減の部>			
【支出】		【費用】			
基本金組入額	1号基本金組入額 2号基本金組入額 3号基本金組入額	基本金組入額			会計基準では基本金組入額へ一本化
固定資産売却損・処分損 (売却原価)	車輦運搬具売却損・処分損 (売却原価) 器具及び備品売却損・処分損 (売却原価) 〇〇売却損・処分損 (売却原価)	資産評価損 固定資産売却損・処分損 建物売却損・処分損 車輦運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損			会計基準では売却損益等の差額のみを計上するため(売却原価)を削除
国庫補助金等特別積立金積立額		国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管費用 拠点区分間固定資産移管費用 その他の特別損失			他の会計の基準を踏まえて追加 授産基準では事業活動外収支の部の支出に計上していたが、会計基準では特別増減の部の費用に計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	特別支出計(12)		特別費用計(9)		
	特別収支差額(13)=(11)-(12)		特別増減差額(10)=(8)-(9)		
	当期活動収支差額(14)=(10)+(13)		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		
<繰越活動収支差額の部>		<繰越活動増減差額の部>			
前期繰越活動収支差額(15)		前期繰越活動増減差額(12)			
当期末繰越活動収支差額(16)=(14)+(15)		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)			
基本金取崩額(17)		基本金取崩額(14)			会計基準では4号基本金廃止に伴い削除
基本金組入額(18)	4号基本金組入額	その他の積立金取崩額(15)			
その他の積立金取崩額(19)	〇〇積立金取崩額	その他の積立金積立額(16)			
その他の積立金積立額(20)	〇〇積立金積立額	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)			授産基準の「収支」を会計基準では「増減」に名称変更
次期繰越活動収支差額(21)=(16)+(17)-(18)+(19)-(20)					

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【授産基準】		【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
大区分	科目区分	大区分	中区分	小区分	
<資産の部>		<資産の部>			
流動資産	現金預金 有価証券 未収金 売掛金 受取手形 貯蔵品 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 短期貸付金 仮払金 その他の流動資産	流動資産	現金預金 有価証券 事業未収金 未収金 未収補助金 未収収益 受取手形 貯蔵品 医薬品 診療・療養費等材料 給食用材料 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 前払費用 1年以内回収予定長期貸付金 1年以内回収予定事業区分間長期貸付金 1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金 短期貸付金 事業区分間貸付金 拠点区分間貸付金 仮払金 その他の流動資産 徴収不能引当金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて変更 会計基準では1年基準の導入により科目を新設 会計基準の区分方法に沿って追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
固定資産	基本財産 土地 建物 基本財産特定預金	固定資産 (基本財産)	土地 建物 定期預金 投資有価証券		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
その他の固定資産	建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 土地 建設仮勘定 権利 投資有価証券 長期貸付金 公益事業会計元入金 収益事業会計元入金 繰越特定預金 〇〇積立預金 その他の固定資産	(その他の固定資産)	土地 建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 建設仮勘定 有形リース資産 権利 ソフトウェア 無形リース資産 投資有価証券 長期貸付金 事業区分間長期貸付金 拠点区分間長期貸付金 退職給付引当資産 長期預り金積立資産 〇〇積立資産 差入保証金 長期前払費用 その他の固定資産		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準の区分方法に沿って変更 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
資産の部合計		資産の部合計			
<負債の部>		<負債の部>			
流動負債	短期運営資金借入金 未払金 支払手形 買掛金 預り金 前受金 仮受金 〇〇引当金 その他の流動負債	流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間借入金 1年以内返済予定拠点区分間借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 その他の流動負債		会計基準では、「事業未払金」、「その他の未払金」に分けて整理 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準では1年基準の導入により科目を新設 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準では、「預り金」、「職員預り金」に分けて整理 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準の区分方法に沿って追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
固定負債	設備資金借入金 長期運営資金借入金 退職給与引当金 〇〇引当金 〇〇引当金 その他の固定負債	固定負債	設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債		会計基準ではリース会計の導入により追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準の区分方法に沿って変更 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
負債の部合計		負債の部合計			

授産基準と会計基準の勘定科目比較表

【授産基準】	
勘定科目【A】	
科目区分	
大区分	中区分

【社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【B】			
科目区分			
大区分	中区分	小区分	

<純資産の部>	
基本金	基本金
国庫補助金等特別積立金	
その他の積立金	〇〇積立金
次期繰越活動収支差額	次期繰越活動収支差額 (うち当期活動収支差額)
純資産の部合計	
負債及び純資産の部合計	

<純資産の部>			授産基準の「収支」を会計基準では「増減」に名称変更
基本金			
国庫補助金等特別積立金			
その他の積立金	〇〇積立金		
次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

別紙③

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)		
勘定科目【A】		勘定科目【B】					
科目区分		科目区分					
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分			
<p>＜経常活動による収支＞</p> <p>【収入】</p> <p>介護福祉施設介護料収入</p> <p>介護報酬収入 利用者負担金収入</p> <p>居宅介護料収入 (介護報酬収入)</p> <p>(利用者負担金収入)</p> <p>介護報酬収入 介護予防報酬収入</p> <p>介護負担金収入</p> <p>介護予防負担金収入</p> <p>居宅介護支援介護料収入</p> <p>居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入</p> <p>利用者等利用料収入</p> <p>介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入</p> <p>食費収入</p> <p>居住費収入</p> <p>管理費収入</p> <p>その他の利用料収入</p> <p>その他の事業収入</p> <p>補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 その他の事業収入</p> <p>措置費収入</p> <p>事務費収入 事業費収入</p> <p>借入金利息補助金収入 寄付金収入 受取利息配当金収入 事業外収入</p> <p>受入研修費収入 職員等給食費収入</p> <p>雑収入</p> <p>経常収入計(1)</p>		<p>＜事業活動による収支＞</p> <p>【収入】</p> <p>介護保険事業収入</p> <p>施設介護料収入</p> <p>介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般)</p> <p>居宅介護料収入 (介護報酬収入)</p> <p>介護報酬収入 介護予防報酬収入</p> <p>介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)</p> <p>地域密着型介護料収入 (介護報酬収入)</p> <p>介護報酬収入 介護予防報酬収入</p> <p>介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)</p> <p>居宅介護支援介護料収入</p> <p>居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入</p> <p>利用者等利用料収入</p> <p>施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入</p> <p>食費収入(公費) 食費収入(一般) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般)</p> <p>その他の利用料収入</p> <p>その他の事業収入</p> <p>補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入</p> <p>(保険等査定減)</p> <p>老人福祉事業収入</p> <p>措置事業収入</p> <p>事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入</p> <p>運営事業収入</p> <p>管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入</p> <p>その他の事業収入</p> <p>管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入</p> <p>〇〇事業収入</p> <p>〇〇事業収入 その他の事業収入</p> <p>〇〇収入</p> <p>〇〇収入</p> <p>借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入</p> <p>受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入</p> <p>流動資産評価益等による資金増加額</p> <p>有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益</p> <p>事業活動収入計(1)</p>			<p>指導指針における管理費収入は老人福祉事業収入の管理費収入に計上</p> <p>介護保険事業収入に係る補助金事業収入等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収入等はそれぞれの区分ごとに計上</p> <p>措置事業に係る措置事業収入は老人福祉事業収入に計上</p>		

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分		科目区分	
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<施設整備等による収支> 【収入】		<施設整備等による収支> 【収入】			
施設整備等補助金収入		施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等寄付金収入		施設整備等寄附金収入	設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入		
設備資金借入金収入		設備資金借入金収入	設備資金借入金元金償還寄附金収入		
固定資産売却収入	車輻運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○売却収入	固定資産売却収入	車輻運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○売却収入		
施設整備等収入計(4)		その他の施設整備等による収入	○収入	施設整備等収入計(4)	
<施設整備等による収支> 【支出】		<施設整備等による収支> 【支出】			
固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車輻運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○取得支出	設備資金借入金元金償還支出			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
固定資産除却・廃棄支出	固定資産除却・廃棄支出	固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車輻運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○取得支出		
施設整備等支出計(5)		固定資産除却・廃棄支出	ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出	○支出	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		施設整備等支出計(5)		施設整備等支出計(5)	
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			
<財務活動等による収支> 【収入】		<その他の活動による収支> 【収入】			
長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			会計基準の区分方法に沿って変更
長期運営資金借入金収入		長期運営資金借入金収入			
投資有価証券売却収入		長期貸付金回収収入			
積立預金取崩収入	移行時特別積立預金取崩収入	投資有価証券売却収入			
	○積立預金取崩収入	積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○積立資産取崩収入		
他会計区分長期借入金収入		事業区分間長期借入金収入			
他会計区分長期貸付金回収収入		拠点区分間長期借入金収入			
他会計区分繰入金収入		事業区分間長期貸付金回収収入			
会計区分外繰入金収入		拠点区分間長期貸付金回収収入			
その他の収入		事業区分間繰入金収入			
設備買入金元金償還借入金収入 設備買入金元金償還借入金収入		拠点区分間繰入金収入			
財務収入計(7)		サービス区分間繰入金収入			
		その他の活動による収入	○収入	その他の活動収入計(7)	
<財務活動等による収支> 【支出】		<その他の活動による収支> 【支出】			
設備資金借入金元金償還支出		長期運営資金借入金元金償還支出			会計基準の区分方法に沿って変更
長期運営資金借入金元金償還支出		長期貸付金支出			
投資有価証券取得支出		投資有価証券取得支出			
積立預金支出		積立資産支出	退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○積立資産支出		
他会計区分長期貸付金支出		事業区分間長期貸付金支出			
他会計区分長期借入金償還金支出		拠点区分間長期貸付金支出			
他会計区分繰入金支出		事業区分間長期借入金返済支出			
会計区分外繰入金支出		拠点区分間長期借入金返済支出			
その他の支出		事業区分間繰入金支出			
設備資金借入金元金償還金支出		拠点区分間繰入金支出			
財務支出計(8)		サービス区分間繰入金支出			
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		その他の活動による支出	○支出	その他の活動支出計(8)	
予備費(10)		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		予備費支出(10)			
		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

※指導指針の事業活動計算書では、「収入」「支出」を科目名に使用していたが、会計基準では「収益」「費用」に修正。

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<事業活動収支の部> 【収入】		<サービス活動増減の部> 【収益】			
介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	介護保険事業収益	施設介護料収益 (介護報酬収益)	介護報酬収益 利用者負担金収益(公費) 利用者負担金収益(一般)	
居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入		居宅介護料収益 (介護報酬収益)	介護報酬収益 介護予防報酬収益	
(利用者負担金収入)	介護負担金収入 介護予防負担金収入		(利用者負担金収益)	介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般)	
			地域密着型介護料収益 (介護報酬収益)	介護報酬収益 介護予防報酬収益	
			(利用者負担金収益)	介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般)	
居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入		居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益	
利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入		利用者等利用料収益	施設サービス利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 地域密着型介護サービス利用料収益	
	食費収入			食費収益(公費) 食費収益(一般)	
	居住費収入			居住費収益(公費) 居住費収益(一般)	
	管理費収入			その他の利用料収益	指導指針における管理費収入は老人福祉事業収益の管理費収益に計上
その他の事業収入	その他の利用料収入		その他の事業収益	補助金事業収益 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	介護保険収益に係る補助金事業収益等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収益等はそれぞれの区分ごとに計上。
	補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 その他の事業収入		(保険等査定減)		
措置費収入	事務費収入 事業費収入	老人福祉事業収益	措置事業収益	事務費収益 事業費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益	措置事業に係る措置事業収益は老人福祉事業収益に計上
			運営事業収益	管理費収益 その他の利用料収益 補助金事業収益 その他の事業収益	
			その他の事業収益	管理費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益	
		〇〇事業収益	〇〇事業収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
		〇〇収益	〇〇収益		
その他の収入		経常経費寄附金収益 その他の収益			会計基準ではサービス活動増減の部の費用に控除項目として移動
国庫補助金等特別積立金取崩額 (介護報酬査定減)					それぞれの区分ごとに計上
事業活動収入計(1)		サービス活動収益計(1)			

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<事業活動収支の部> 【支出】		<サービス活動増減の部> 【費用】			
人件費	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	人件費	役員報酬 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用 法定福利費		会計基準では職員給料と職員賞与に分けて整理 派遣職員費を追加 退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付費用」に統合して計上
経費 (直接介護費)	給食材料費 介護用品費 医薬品費 保健衛生費	事業費	給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費		他の会計の基準の内容を踏まえて変更
(一般管理費)	本人支給金 光熱水費 燃料費 消耗器具備品費 葬祭費 車輻費 福利厚生費 旅費交通費 研修費 通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費 会議費 修繕費 保守料 賃借料 保険料 渉外費 諸会費 租税公課 委託費 雑費	事務費	本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車輻費 ○○費 雑費 福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 研修研究費 通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費 会議費 修繕費 保守料 賃借料 土地・建物賃借料 水道光熱費 燃料費 手数料 保険料 渉外費 諸会費 租税公課 業務委託費 ○○費 雑費		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 賃借料は、会計基準では賃借料と土地・建物賃借料に分けて計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
利用者負担軽減額 減価償却費		○○費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額			指導指針では、事業活動収支の部の収入としていたが、会計基準ではサービス活動増減の部の費用に控除項目として計上
徴収不能額 引当金繰入	徴収不能引当金繰入 賞与引当金繰入 退職給与引当金繰入	徴収不能額 徴収不能引当金繰入			会計基準では、人件費の賞与引当金繰入に移動 会計基準では、退職給付費用で処理
事業活動支出計(2)		サービス活動費用計(2)			
事業活動収支差額(3)=(1)-(2)		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分		小区分	
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<事業活動外収支の部> 【収入】 借入金利息補助金収入 受取利息配当金 有価証券売却益 寄付金収入 その他の事業活動外収入 雑収入 事業活動外収入計(4)		<サービス活動外増減の部> 【収益】 借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益 受入研修費収益 利用者等外給食収益 雑収益 サービス活動外収益計(4)			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 為替差益 他の会計の基準の内容を踏まえて変更
<事業外活動収支の部> 【支出】 借入金利息 有価証券売却損 資産評価損 その他の事業活動外支出 雑損失 事業活動外支出計(5) 事業活動外収支差額(6)=(4)-(5) 経常収支差額(7)=(3)+(6)		<サービス活動外増減の部> 【費用】 支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用 利用者等外給食費 雑損失 サービス事業活動外費用計(5) サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5) 経常増減差額(7)=(3)+(6)			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて変更 為替差損
<特別収支の部> 【収入】 施設整備等補助金収入 施設整備等寄付金収入 固定資産受贈額 固定資産売却益 国庫補助金等特別積立金取崩額 他会計区分繰入金収入 会計区分外繰入金収入 その他の特別収入 特別収入計(8)		<特別増減の部> 【収益】 施設整備等補助金収益 施設整備等寄付金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 国庫補助金等特別積立金取崩額 事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益 拠点区分間固定資産移管収益 その他の特別収益 徴収不能引当金戻入益 特別収益計(8)			指導指針では、特別収支の部の収入としていたが、会計基準では特別増減の部の費用に控除項目として計上 会計基準の区分方法に沿って変更
<特別収支の部> 【支出】 基本金組入額 固定資産除売却損 国庫補助金等特別積立金繰入額 他会計区分繰入金支出 会計区分外繰入金支出 その他の特別損失 特別支出計(9) 特別収支差額(10)=(8)-(9) 当期活動収支差額(11)=(7)+(10)		<特別増減の部> 【費用】 基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 建物売却損・処分損 車輜運搬器具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金繰入額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管費用 拠点区分間固定資産移管費用 その他の特別損失 特別費用計(9) 特別増減差額(10)=(8)-(9) 当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			会計基準の区分方法に沿って変更
<繰越活動増減の部> 前期繰越活動収支差額(12) 当期末繰越活動収支差額(13)=(11)+(12) 基本金取崩額(13) 基本金組入額(14) その他の積立金取崩額(15) その他の積立金繰入額(16) 次期繰越活動収支差額(17)=(11)+(12)+(13)-(14)+(15)-(16)		<繰越活動増減差額の部> 前期繰越活動増減差額(12) 当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12) 基本金取崩額(14) 4号基本金組入額 その他の積立金取崩額(15) その他の積立金繰入額(16) 次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)			会計基準では4号基本金廃止に伴い削除

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<資産の部>					
流動資産		流動資産			
現金預金		現金預金			
有価証券		有価証券			
未収金		事業未収金			
未収補助金		未収金			
		未収補助金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		未収収益			
		受取手形			
貯蔵品		貯蔵品			
		医薬品			
		診療・療養費等材料			
		給食用材料			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		商品・製品			
		仕掛品			
		原材料			
立替金		立替金			
前払金		前払金			
		前払費用			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		1年以内回収予定長期貸付金			
		1年以内回収予定事業区分間長期貸付金			会計基準では1年基準の導入に伴い追加
		1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金			
		短期貸付金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
他会計区分貸付金		事業区分間貸付金			会計基準の区分方法に沿って変更
会計区分外貸付金		拠点区分間貸付金			
仮払金		仮払金			
その他の流動資産		その他の流動資産			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		徴収不能引当金			
固定資産		固定資産 (基本財産)			
基本財産					
	土地	土地			
	建物	建物			
	基本財産特定預金	定期預金			
		投資有価証券			
その他の固定資産		(その他の固定資産)			
	土地	土地			
	建物	建物			
	構築物	構築物			
	機械及び装置	機械及び装置			
	車輛運搬具	車輛運搬具			
	器具及び備品	器具及び備品			
	建設仮勘定	建設仮勘定			
	権利	有形リース資産			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	投資有価証券	権利			
	他会計区分長期貸付金	ソフトウェア			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		無形リース資産			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		投資有価証券			
		長期貸付金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		事業区分間長期貸付金			会計基準の区分方法に沿って変更
		拠点区分間長期貸付金			
		退職給付引当資産			
		長期預り金積立資産			
	移行時特別積立預金	〇〇積立資産			
	移行時減価償却特別積立預金	差入保証金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	〇〇積立預金	長期前払費用			
	その他の固定資産	その他の固定資産			
資産の部合計		資産の部合計			
<負債の部>					
流動負債		流動負債			
短期運営資金借入金		短期運営資金借入金			
未払金		事業未払金			会計基準では、「事業未払金」、「その他の未払金」に分けて計上
施設整備等未払金		その他の未払金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		支払手形			
		役員等短期借入金			
		1年以内返済予定設備資金借入金			
		1年以内返済予定長期運営資金借入金			会計基準では1年基準の導入に伴い追加
		1年以内返済予定リース債務			
		1年以内返済予定事業区分間借入金			
		1年以内返済予定拠点区分間借入金			
		1年以内支払予定長期未払金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
預り金		未払費用			会計基準では、「預り金」、「職員預り金」に分けて計上
前受金		預り金			
		職員預り金			
		前受金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		前受収益			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
他会計区分借入金		事業区分間借入金			会計基準の区分方法に沿って変更
会計区分外借入金		拠点区分間借入金			
仮受金		仮受金			
その他の流動負債		賞与引当金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		その他の流動負債			
固定負債		固定負債			
設備資金借入金		設備資金借入金			
長期運営資金借入金		長期運営資金借入金			
		リース債務			会計基準では、リース債務等へ移行し追加
他会計区分長期借入金		役員等長期借入金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
退職給与引当金		事業区分間長期借入金			会計基準の区分方法に沿って変更
長期預り金		拠点区分間長期借入金			
その他の固定負債		退職給付引当金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		長期未払金			
		長期預り金			
		その他の固定負債			
負債の部合計		負債の部合計			
<純資産の部>					
基本金		基本金			
国庫補助金等特別積立金		国庫補助金等特別積立金			
その他の積立金		その他の積立金			
移行時特別積立金		〇〇積立金			
〇〇積立金					
次期繰越活動収支差額 (うち当期活動収支差額)		次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)			旧基準の「収支差」を会計基準では「増減」に名称変更
純資産の部合計		純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

※老健準則には資金収支計算書がないため、旧社会福祉法人基準又は指導指針からの変更を示す。

別紙④

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
介護保険収入	介護保険収入	介護保険事業収入	施設介護料収入 居宅介護料収入 (介護報酬収入) (利用者負担金収入) 地域密着型介護料収入 (介護報酬収入) (利用者負担金収入) 居宅介護支援介護料収入 利用者等利用料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般) 居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入 施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入(公費) 食費収入(一般) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般) その他の利用料収入	社会福祉法人が行う事業ごとに大区分を設定 他の会計の基準の内容を踏まえ追加
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入	老人福祉事業収入	その他の事業収入 (保険等査定減)	補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	介護保険事業収入に係る補助金事業収入等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収入等はそれぞれの区分ごとに計上。
利用料収入	利用料収入 利用料負担金収入	措置事業収入	措置事業収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	本科目の他、児童福祉事業収入、生活保護事業収入にも設定
措置費収入	事務費収入 事業費収入	運営事業収入	運営事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	
運営費収入 私的契約利用料収入	運営費収入 私的契約利用料収入	その他の事業収入	その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
自立支援費等収入	介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用計画作成費収入 特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入	児童福祉事業収入	措置費収入 私的契約利用料収入 その他の事業収入	事務費収入 事業費収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		保育事業収入	保育所運営費収入 私的契約利用料収入 私立認定保育所利用料収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受取事業収入 その他の事業収入	運営費については、保育事業収入の中に保育所運営費収入を設定
		就労支援事業収入	〇〇事業収入		
		障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入	
			障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入	特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入	
			特定費用収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		生活保護事業収入	(保険等査定減)		
			措置費収入	事務費収入	
			授産事業収入	〇〇事業収入	
			その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<p>〇〇事業収入</p> <p>借入金利息補助金収入 寄附金収入 受取利息配当金収入</p> <p>雑収入</p> <p>会計単位間繰入金収入</p> <p>経理区分間繰入金収入</p> <p>経常収入計(1)</p>	<p>〇〇事業収入</p> <p>借入金利息補助金収入 寄附金収入 受取利息配当金収入</p> <p>雑収入</p> <p>公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入</p> <p>経理区分間繰入金収入</p>	<p>医療事業収入</p> <p>入院診療収入 室料差額収入 外来診療収入 保健予防活動収入 受託検査・施設利用収入 訪問看護療養費収入 訪問看護利用料収入</p> <p>その他の医療事業収入</p> <p>(保険等査定減)</p> <p>〇〇事業収入 その他の事業収入</p> <p>〇〇収入</p> <p>借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入</p> <p>受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入</p> <p>流動資産評価益等による資金増加額</p> <p>有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益</p> <p>〇〇事業収入</p> <p>〇〇収入</p> <p>補助金事業収入 受託事業収入 その他の医療事業収入</p> <p>補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入</p> <p>訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入</p> <p>訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入</p> <p>補助金事業収入 受託事業収入 その他の医療事業収入</p> <p>補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入</p> <p>事業活動収入計(1)</p>	<p>〇〇事業収入</p> <p>借入金利息補助金収入 寄附金収入 受取利息配当金収入</p> <p>雑収入</p> <p>公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入</p> <p>経理区分間繰入金収入</p>	<p>介護保険事業収入等に係る補助金事業収入等は、それぞれの区分ごとに計上。上記の大区分に含まれない事業の補助金事業収入は〇〇事業収入に計上</p>	
<p><経常活動による収支> 【支出】</p> <p>人件費支出</p> <p>役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与</p> <p>事業費支出</p> <p>退職金 退職共済掛金 法定福利費</p> <p>給食費 保健衛生費</p> <p>医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費</p> <p>賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費</p> <p>〇〇費 雑費</p> <p>事務費支出</p> <p>福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料</p> <p>租税公課 〇〇費 雑費</p> <p>〇〇費 雑費</p>		<p>人件費支出</p> <p>役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出</p> <p>事業費支出</p> <p>退職給付支出 法定福利費支出</p> <p>給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出</p> <p>保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輛費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出</p> <p>福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出</p> <p>印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 〇〇費支出 雑支出</p> <p>就労支援事業支出</p> <p>就労支援事業販売支出 就労支援事業販管費支出</p> <p>授産事業支出 〇〇支出 利用者負担軽減額</p>	<p>会計基準では「職員給料支出」と「職員賞与支出」に分けて整理</p> <p>派遣職員費支出を追加</p> <p>退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付支出」に統合して計上</p> <p>*旧基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている</p> <p>消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費支出」に統合して計上</p> <p>*旧基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている</p> <p>消耗品費と器具什器費は、会計基準では「事務消耗品費支出」に統合して計上</p> <p>賃借料は、会計基準では「賃借料支出」と「土地・建物賃借料支出」に分けて計上</p> <p>損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計の基準の内容も踏まえて変更</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p>		

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
借入金利息支出	借入金利息支出	支払利息支出 その他の支出	利用者等外給食費支出 雑支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出	流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損 資産評価損 為替差損 徴収不能額	有価証券評価損 〇〇評価損	
経常支出計(2)		事業活動支出計(2)			
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			
＜施設整備等による収支＞ 【収入】		＜施設整備等による収支＞ 【収入】			
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入		
固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入	設備資金借入金収入 固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入		
施設整備等収入計(4)		施設整備等収入計(4)			
＜施設整備等による収支＞ 【支出】		＜施設整備等による収支＞ 【支出】			
固定資産取得支出	建物取得支出 車輛運搬具取得支出 〇〇取得支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 〇〇取得支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
元入金支出	公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出	固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出	〇〇支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等支出計(5)		施設整備等支出計(5)			会計基準ではその他の活動による収支の部の支出に移動し、「事業・拠点区分間貸付金支出」として計上
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			
＜財務活動による収支＞ 【収入】		＜その他の活動による収支＞ 【収入】			
借入金収入	設備資金借入金収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			会計基準の区分方法に沿って変更
その他の収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入	長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入 〇〇積立預金取崩収入	長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 〇〇積立資産取崩収入		
その他の収入 借入金元金償還補助金収入	〇〇収入 借入金元金償還補助金収入	事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入	〇〇収入		
財務収入計(7)		その他の活動収入計(7)			
＜財務活動による収支＞ 【支出】		＜その他の活動による収支＞ 【支出】			
借入金元金償還金支出	長期運営資金借入金元金償還金支出	長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出	退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 〇〇積立資産支出		会計基準の区分方法に沿って変更
投資有価証券取得支出 積立預金積立支出	投資有価証券取得支出 〇〇積立預金積立支出	事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出	〇〇支出		
その他の支出 借入金元金償還金支出	設備資金借入金償還金支出				

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
流動資産評価減等による 資金減少額等	徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 ○評価損				
財務支出計(8)		その他の活動支出計(8)			
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
子備費(10)		子備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

※老健準則には資金収支計算書がないため、旧社会福祉法人基準又は指導指針からの変更を示す。

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支>		<事業活動による収支>			
【収入】		【収入】			
介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般)	指導指針における管理費収入は老人福祉事業収入の管理費収入に計上
居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入 介護予防負担金収入	居宅介護料収入 (介護報酬収入)	居宅介護料収入 (利用者負担金収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)	
居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般)	
利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入	利用者等利用料収入	利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入(公費) 食費収入(一般) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般)	
その他の事業収入	その他の利用料収入 補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 その他の事業収入	その他の事業収入 (保険等査定減)	その他の事業収入	その他の利用料収入 補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
措置費収入	事務費収入 事業費収入	老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
借入金利息補助金収入 寄付金収入 受取利息配当金収入 事業外収入	受入研修費収入 職員等給食費収入	〇〇事業収入	〇〇事業収入 その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	
雑収入		〇〇収入	〇〇収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
経常収入計(1)		借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	〇〇収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
<経常活動による収支>		<事業活動による収支>			
【支出】		【支出】			
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与	人件費支出	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出	その他の事業収入	会計基準では職員給料支出と職員賞与支出に分けて整理 派遣職員費支出を追加
経費支出 (直接介護支出)	退職金 退職共済掛金 法定福利費	事業費支出	退職給付支出 法定福利費支出	退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付支出」に統合して計上	
	給食材料費 介護用品費 医薬品費 保健衛生費		給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出	他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
	被服費 教養娯楽費 日用品費				
	本人支給金 光熱水費 燃料費 消耗器具備品費				
	葬祭費				

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
(一般管理支出)	車輦費 福利厚生費 旅費交通費 研修費 事務消耗品費 印刷製本費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 委託費 保険料 賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 雑費 利用者負担軽減額 借入金利息支出 事業外支出 雑支出	車輦費支出 管理費返還支出 ○○費支出 雑支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 ○○費支出 雑支出 ○○支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 利用者等外給食費支出 雑支出 流動資産評価損等による資金減少額 有価証券売却損 資産評価損 為替差損 徴収不能額	他会計の基準の内容を踏まえて追加 他会計の基準の内容を踏まえて追加 他会計の基準の内容を踏まえて追加 賃借料は、会計基準では賃借料支出と土地・建物賃借料支出に分けて計上 他会計の基準の内容を踏まえて追加 他会計の基準の内容を踏まえて追加		
徴収不能額	経常支出計(2) 経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	徴収不能額	事業活動支出計(2)	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	
＜施設整備等による収支＞ 【収入】		＜施設整備等による収支＞ 【収入】			
施設整備等補助金収入 施設整備等寄付金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入	車輦運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入	施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄付金収入 設備資金借入金元金償還寄付金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 車輦運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入 その他の施設整備等による収入 ○○収入			他会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等収入計(4)		施設整備等収入計(4)			
＜施設整備等による収支＞ 【支出】		＜施設整備等による収支＞ 【支出】			
固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出	土地取得支出 建物取得支出 車輦運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出 固定資産除却・廃棄支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車輦運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 ○○支出			他会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等支出計(5) 施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		施設整備等支出計(5) 施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			
＜財務活動等による収支＞ 【収入】		＜その他の活動による収支＞ 【収入】			
長期運営資金借入金元金償還寄付金収入 長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入 他会計区分長期借入金収入 他会計区分長期貸付金回収収入 他会計区分繰入金収入 会計区分外繰入金収入 その他の収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 設備資金借入金元金償還寄付金収入	移行時特別積立預金取崩収入 ○○積立預金取崩収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金回収収入 事業区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入 ○○収入			会計基準の区分方法に沿って変更
財務収入計(7)		その他の活動収入計(7)			
＜財務活動等による収支＞ 【支出】		＜その他の活動による収支＞ 【支出】			
設備資金借入金元金償還支出 長期運営資金借入金元金償還支出 投資有価証券取得支出 積立預金支出 他会計区分長期貸付金支出 他会計区分長期借入金償還支出 他会計区分繰入金支出 会計区分外繰入金支出 その他の支出 設備資金借入金元金償還支出		長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出 ○○支出			会計基準の区分方法に沿って変更
財務支出計(8) 財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		その他の活動支出計(8) その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
予備費(10)		予備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【老健準則】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
科目区分			科目区分			
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	
材料費	非常勤職員給与 退職給与引当金繰入 法定福利費	医師給 看護師給 介護職員給 支援相談員給 理学療法士又は作業療法士給 医療技術員給 事務員給 技能労務員給		派遣職員費 退職給付費用 法定福利費		退職給付会計の導入により変更 会計基準では「給食費」に変更
	給食用材料費 医薬品費 施設療養材料費 施設療養消耗器具備品費 その他の材料費		事業費 給食費 介護用品費 医薬品費 診察・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金費 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車輛費 雑費 〇〇費			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
経費	福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 消耗品費 消耗器具備品費 光熱水費 修繕費 通信費 会議費 保険料 賃借料 租税公課 交際費 諸会費 車両費 雑費 徴収不能損失 耐金 図書費 旅費交通費 研修雑費 委託費		事務費 福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 事務消耗品費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 手数料 保険料 賃借料 土地建物賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 〇〇費 雑費 研修研究費 業務委託費	福利厚生費		消耗品費と消耗器具備品費は、会計基準では「消耗器具備品費」に統合して計上 会計基準では「水道光熱費」へ変更 賃借料は、会計基準では「賃借料」と「土地建物賃借料」に分けて計上 会計基準では「渉外費」へ変更
研修費						
委託費						
減価償却費	建物減価償却費 建物付属設備減価償却費 構築物設備減価償却費 医療用器械備品減価償却費 車両船舶減価償却費 その他の器械備品減価償却費 その他の有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費		〇〇費用 利用者負担軽減額 減価償却費			
本部費	本部費		国庫補助金等特別積立金 取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入額 その他の費用			「拠点区分間繰入費用」等へ計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設運営事業費用計(2)			サービス活動費用計(2)			
施設運営事業利益(3)=(1)-(2)			サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			
<経常損益計算の部> 【施設運営事業外収益】			<サービス活動外増減の部> 【収益】			
受取利息配当金			借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
有価証券売却益			有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
利用者等外給食収益			受入研修費収益 利用者等外給食収益			他の会計の基準の内容を踏まえて「利用者等外給食収益」に変更

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【老健準則】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
＜資産の部＞		＜資産の部＞			
流動資産		流動資産			
現金・預金		現金預金			会計基準では「現金預金」へ変更
有価証券		有価証券			
施設運営事業未収金		事業未収金			会計基準では「事業未収金」へ変更
未収金		未収金			
		未収補助金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
受取手形		受取手形			
医薬品		医薬品			
		診療・療養費等材料			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
給食用材料		給食用材料			
貯蔵品		貯蔵品			
		商品・製品			
		仕掛品			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		原材料			
		立替金			
前払金		前払金			
前払費用		前払費用			
未収収益		未収収益			
		1年以内回収予定長期貸付金			
		1年以内回収予定事業区分間長期貸付金			会計基準では1年基準の導入に伴い追加
		1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金			
短期貸付金		短期貸付金			
		事業区分間貸付金			
		拠点区分間貸付金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		仮払金			
その他の流動資産		その他の流動資産			
貸倒引当金					
徴収不能引当金		徴収不能引当金			会計基準では「徴収不能引当金」へ計上
固定資産		固定資産 (基本財産)			
土地		土地			※基本財産に該当する固定資産は基本財産へ、該当しないものはその他の固定資産へ計上
建物		建物			
		定期預金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		投資有価証券			減価償却累計額は直接法又は間接法で記載 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
減価償却累計額		(その他の固定資産)			
		土地			
		建物			会計基準では「建物」へ計上
		構築物			
建物付属設備		構築物			
減価償却累計額		機械及び装置			
構築物		器具及び備品			他の会計の基準の内容を踏まえて変更
減価償却累計額		車輜運搬具			
医療用器械備品		その他の有形固定資産			
減価償却累計額		建設仮勘定			
その他の器械備品		有形リース資産			
減価償却累計額		権利			会計基準では「権利」へ計上
車両船舶		ソフトウェア			
減価償却累計額		無形リース資産			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
その他の有形固定資産		投資有価証券			
減価償却累計額		長期貸付金			
建設仮勘定		事業区分間長期貸付金			
借地権		拠点区分間長期貸付金			
電話加入権		退職給付引当資産			
		長期預り金積立資産			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
長期貸付金		〇〇積立資産			
		差入保証金			
		長期前払費用			
その他の無形固定資産		その他の固定資産			会計基準では「その他の固定資産」へ計上
その他の投資					
繰延資産					
創立費					社会福祉法人の場合は発生しない
その他の繰延資産					会計基準では「その他の固定資産」へ計上
資産の部合計		資産の部合計			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【老健準則】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<負債の部>					
流動負債		流動負債			
	買掛金				会計基準では「事業未払金」へ計上
	短期借入金	短期運営資金借入金			会計基準では「短期運営資金借入金」に変更
	未払金	事業未払金			会計基準では「事業未払金」、「その他の未払金」に分けて計上
	支払手形	その他の未払金			
		支払手形			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		役員等短期借入金			
		1年以内返済予定設備資金借入金			
		1年以内返済予定長期運営資金借入金			
		1年以内返済予定リース債務			会計基準では1年基準の導入に伴い追加
		1年以内返済予定役員等長期借入金			
		1年以内返済予定事業区分間借入金			
		1年以内返済予定拠点区分間借入金			
		1年以内支払予定長期未払金			
	未払費用	未払費用			
	預り金	預り金			
	職員預り金	職員預り金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	前受収益	前受金			
		前受収益			
		事業区分間借入金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		拠点区分間借入金			
		仮受金			
		賞与引当金			会計基準では廃止。取り崩す
	賞与引当金	賞与引当金			
	修繕引当金				
	その他の引当金				
	その他の流動負債	その他の流動負債			
固定負債		固定負債			
		設備資金借入金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		長期運営資金借入金			会計基準ではリース会計の導入により追加
		リース債務			
		役員等長期借入金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		事業区分間長期借入金			
		拠点区分間長期借入金			
		退職給付引当金			
		長期未払金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		長期預り金			
		その他の固定負債			
	その他の固定負債	その他の固定負債			
	負債の部合計	負債の部合計			
<資本の部>					
資本金		基本金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
資本剰余金		国庫補助金等特別積立金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	国庫等補助金				
	指定寄付金				
	その他の資本剰余金	その他の積立金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
利益剰余金		〇〇積立金			
	任意積立金				
	当期末処分利益	次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)			
	資本の部合計	純資産の部合計			
	負債及び純資産の部合計	負債及び純資産の部合計			

就労支援と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

別紙⑤

【就労支援】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<就労支援事業活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
就労支援事業収入	〇〇事業収入	就労支援事業収入	〇〇事業収入	障害福祉サービス等事業収入 自立支援給付費収入 障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入 特定費用収入 その他の事業収入 〇〇事業収入 〇〇収入	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
				介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入 特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
就労支援事業収入計					
<就労支援事業活動による収支> 【支出】		<事業活動による収支> 【支出】			
就労支援事業支出	〇〇事業支出 △△事業支出	就労支援事業支出	就労支援事業販売支出	〇〇支出	会計基準では、就労支援事業販売支出、就労支援事業販管費支出に分けて整理
就労支援事業支出計					
就労支援事業活動資金収支差額					
<福祉事業活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
措置費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 自立支援費収入 利用者負担金収入 〇〇事業収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 ・・・	介護給付費収入 訓練等給付費収入	〇〇事業収入	〇〇事業収入	その他の事業収入 〇〇収入 経常経費寄附金収入 ・・・	事業活動による収支の収入へ計上
		補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入			
福祉事業収入計		事業活動収入計			

就労支援と会計基準の勘定科目比較表

【就労支援】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<福祉事業活動による収支> 【支出】		<事業活動による収支> 【支出】			事業活動による収支の支出へ計上
福祉事業支出計		・・・	・・・	・・・	
福祉事業活動資金収支差額		事業活動支出計			
(以下、省略)		事業活動資金収支差額			
		(以下、省略)			

就労支援と会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

【就労支援】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<就労支援事業活動の部> 【収入】		<サービス活動増減の部> 【収益】			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
就労支援事業収入	〇〇事業収入	就労支援事業収益	〇〇事業収益	介護給付費収益 特例介護給付費収益 訓練等給付費収益 特例訓練等給付費収益 サービス利用計画作成費収益 障害福祉サービス等事業収益 自立支援給付費収益 障害児施設給付費収益 利用者負担金収益 補足給付費収益 特定障害者特別給付費収益 特例特定障害者特別給付費収益 特定入所障害児食費等給付費収益 特定費用収益 その他の事業収益 (保険等査定減) 補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
		〇〇事業収益	〇〇事業収益		
		〇〇収益	〇〇収益		補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益
就労支援事業活動収入計		サービス活動収益計			
<就労支援事業活動の部> 【支出】		<サービス活動増減の部> 【費用】			会計基準では、就労支援事業販売原価、就労支援事業販管費に分けて整理
就労支援事業支出	〇〇事業支出 △△事業支出	就労支援事業費用	就労支援事業販売原価	期首製品(商品)棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高 期末製品(商品)棚卸高 就労支援事業販管費	
		〇〇費用			
就労支援事業活動支出計		サービス活動費用計			
就労支援事業活動資金収支差額		サービス活動増減額			
<福祉事業活動の部> 【収入】		<サービス活動増減の部> 【収益】			
措置費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 自立支援費収入	介護給付費収入 訓練等給付費収入	〇〇事業収益	〇〇事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
利用者負担金収入 〇〇事業収入		その他の事業収益	〇〇収益		
経常経費補助金収入		〇〇収益	〇〇収益		
寄附金収入 ・・・	・・・	経常経費寄附金収益 ・・・	・・・	・・・	
福祉事業活動収入計		サービス活動収益計			

就労支援と会計基準の勘定科目比較表

<福祉事業活動の部> 【支出】	<サービス活動増減の部> 【費用】		
	・・・	・・・	・・・
福祉事業活動支出計	サービス活動費用計		
福祉事業活動収支差額	サービス活動増減差額		
(以下、省略)	(以下、省略)		

就労支援と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【就労支援】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<資 産 の 部>		<資 産 の 部>			
流動資産	...	流動資産	
固定資産	...	固定資産	基本財産	...	
(1)基本財産	...		その他の固定資産	...	
(2)その他の固定資産	
資産の部合計		資産の部合計			
<負 債 の 部>		<負 債 の 部>			
流動負債	...	流動負債	
固定負債	...	固定負債	
負債の部合計		負債の部合計			
<純 資 産 の 部>		<純 資 産 の 部>			
基本金		基本金			
国庫補助金等特別積立金		国庫補助金等特別積立金			
その他の積立金		その他の積立金	○積立金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
次期繰越活動収支差額		次期繰越活動収支差額 (うち当期活動増減差額)			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
純資産の部合計		純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計			

就労支援と会計基準の勘定科目比較表

別紙①② 就労支援事業別事業活動明細書

【就労支援】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<就労支援事業活動の部>		<サービス活動増減の部>			
【収入】		【収益】			
就労支援事業収入		就労支援事業収益	〇〇事業収益		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 引当金戻入を収益計上し、対応する資金支出をそのまま費用計上するのではなく、当該差額のみ費用計上する方法を採用するため、引当金戻入は収益項目から削除
引当金戻入					
就労支援事業活動収支計		就労支援事業収益計			
<就労支援事業活動の部>		<サービス活動増減の部>			
【支出】		【費用】			
就労支援事業販売原価	期首製品（商品）たな卸高 当期就労支援事業製造原価及び 当期製品（商品）仕入高	就労支援事業費用	就労支援事業販売原価	期首製品（商品）棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高	
	合 計		合 計		
	期末製品（商品）たな卸高		期末製品（商品）棚卸高		
	差 引		差 引		
販売費及び一般管理費			就労支援事業販管費		
就労支援事業活動支出計		就労支援事業費用計			
就労支援事業活動収支差額		就労支援事業増減差額			

就労支援と会計基準の勘定科目比較表

別紙⑬⑭ 就労支援事業製造原価明細書

【就労支援】	【会計基準】	備考
勘定科目【A】	勘定科目【B】	(A欄の科目に対するB欄の科目等)
<p>I 材料費</p> <p>1. 期首材料たな卸高</p> <p>2. 当期材料仕入高</p> <p style="text-align: right;">計</p> <p>3. 期末材料たな卸高</p> <p style="text-align: right;">当期材料費</p> <p>II 労務費</p> <p>1. 利用者賃金</p> <p>2. 利用者工賃</p> <p>3. 就労支援事業指導員等給与</p> <p>4. 就労支援事業指導員等退職金</p> <p>5. 就労支援事業指導員等退職給与引当金繰入</p> <p style="text-align: right;">当期労務費</p> <p>III 外注加工費</p> <p style="text-align: center;">(うち内部外注加工費)</p> <p style="text-align: right;">当期外注加工費</p> <p>IV 経費</p> <p>1. 福利厚生費</p> <p>2. 旅費交通費</p> <p>3. 器具什器費</p> <p>4. 消耗品費</p> <p>5. 印刷製本費</p> <p>6. 水道光熱費</p> <p>7. 燃料費</p> <p>8. 修繕費</p> <p>9. 通信運搬費</p> <p>10. 受注活動費</p> <p>11. 会議費</p> <p>12. 損害保険料</p> <p>13. 賃借料</p> <p>14. 図書・教育費</p> <p>15. 租税公課</p> <p>16. 減価償却費</p> <p>17. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)</p> <p>18. ○○引当金繰入額</p> <p>19. 雑費</p> <p style="text-align: right;">当期経費</p> <p style="text-align: right;">当期就労支援事業製造総費用</p> <p style="text-align: right;">期首仕掛品たな卸高</p> <p style="text-align: right;">合計</p> <p style="text-align: right;">期末仕掛品たな卸高</p> <p style="text-align: right;">当期就労支援事業製造原価</p>	<p>I 材料費</p> <p>1. 期首材料棚卸高</p> <p>2. 当期材料仕入高</p> <p style="text-align: right;">計</p> <p>3. 期末材料棚卸高</p> <p style="text-align: right;">当期材料費</p> <p>II 労務費</p> <p>1. 利用者賃金</p> <p>2. 利用者工賃</p> <p>3. 就労支援事業指導員等給与</p> <p>4. 就労支援事業賞与引当金繰入</p> <p>5. 就労支援事業指導員等退職給付費用</p> <p>6. 法定福利費</p> <p style="text-align: right;">当期労務費</p> <p>III 外注加工費</p> <p style="text-align: center;">(うち内部外注加工費)</p> <p style="text-align: right;">当期外注加工費</p> <p>IV 経費</p> <p>1. 福利厚生費</p> <p>2. 旅費交通費</p> <p>3. 器具什器費</p> <p>4. 消耗品費</p> <p>5. 印刷製本費</p> <p>6. 水道光熱費</p> <p>7. 燃料費</p> <p>8. 修繕費</p> <p>9. 通信運搬費</p> <p>10. 会議費</p> <p>11. 損害保険料</p> <p>12. 賃借料</p> <p>13. 図書・教育費</p> <p>14. 租税公課</p> <p>15. 減価償却費</p> <p>16. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)</p> <p>17. 雑費</p> <p style="text-align: right;">当期経費</p> <p style="text-align: right;">当期就労支援事業製造総費用</p> <p style="text-align: right;">期首仕掛品棚卸高</p> <p style="text-align: right;">合計</p> <p style="text-align: right;">期末仕掛品棚卸高</p> <p style="text-align: right;">当期就労支援事業製造原価</p>	<p style="text-align: center;">就労支援事業指導員等退職給付費用へ計上</p>

就労支援と会計基準の勘定科目比較表

別紙⑮⑯ 就労支援事業販管費明細書

【就労支援】	【会計基準】	備考
勘定科目【A】	勘定科目【B】	(A欄の科目に対するB欄の科目等)
1. 利用者賃金 2. 利用者工賃 3. 就労支援事業指導員等給与 4. 就労支援事業指導員等退職金 5. 就労支援事業指導員等退職給与引当金繰入 6. 福利厚生費 7. 旅費交通費 8. 器具什器費 9. 消耗品費 10. 印刷製本費 11. 水道光熱費 12. 燃料費 13. 修繕費 14. 通信運搬費 15. 受注活動費 16. 会議費 17. 損害保険料 18. 賃借料 19. 図書・教育費 20. 租税公課 21. 減価償却費 22. 国庫補助金等特別積立金取崩額(控除項目) 23. ○○引当金繰入額 24. 雑費 販売費及び一般管理費合計	1. 利用者賃金 2. 利用者工賃 3. 就労支援事業指導員等給与 4. 就労支援事業賞与引当金繰入 5. 就労支援事業指導員等退職給付費用 6. 法定福利費 7. 福利厚生費 8. 旅費交通費 9. 器具什器費 10. 消耗品費 11. 印刷製本費 12. 水道光熱費 13. 燃料費 14. 修繕費 15. 通信運搬費 16. 受注活動費 17. 会議費 18. 損害保険料 19. 賃借料 20. 図書・教育費 21. 租税公課 22. 減価償却費 23. 国庫補助金等特別積立金取崩額(控除項目) 24. 徴収不能引当金繰入額 25. 徴収不能額 26. 雑費 就労支援事業販管費合計	就労支援事業指導員等退職給付費用へ計上

新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

別紙⑥

【新病院会計準則】 (直接法による記載例)	【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】	勘定科目【B】			
科目区分	科目区分			
大区分	大区分	中区分	小区分	
<業務活動によるキャッシュ・フロー>	<事業活動による収支> 【収入】			
医業収入	介護保険事業収入	施設介護料収入 居宅介護料収入 (介護報酬収入) (利用者負担金収入) 居宅介護支援介護料収入 利用者等利用料収入 その他の事業収入 (保険等査定減)	介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般) 居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入 施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 食費収入(公費) 食費収入(一般) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般) その他の利用料収入 補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
運営費補助金収入	医療事業収入	入院診療収入 室料差額収入 外来診療収入 保健予防活動収入 受託検査・施設利用収入 訪問看護療養費収入 訪問看護利用料収入 その他の医療事業収入 (保険等査定減)	訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の医療事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
利息及び配当の受取額	〇〇事業収入 〇〇収入 借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	〇〇事業収入 その他の事業収入 〇〇収入		
	流動資産評価益等による 資金増加額	受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入 有価証券売却益 有価尚家評価益 為替差益	事業活動収入計(1)	
<業務活動によるキャッシュ・フロー>	<事業活動による収支> 【支出】			
給与費支出	人件費支出	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出		
医療材料の仕入支出	事業費支出	給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出		

新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【新病院会計準則】 (直接法による記載例)	【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】	勘定科目【B】			
科目区分 大区分	科目区分			
	大区分	中区分	小区分	
		医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 貸借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輛費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出		
	事務費支出	福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 貸借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 〇〇費支出 雑支出		
委託費支出		日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 車輛費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 貸借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出		
		利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出		
利息の支払額		利用者等外給食費支出 雑支出		
		流動資産評価損等による 資金減少額		
		有価証券売却損 資産評価損 為替差損 徴収不能額	有価証券評価損 〇〇評価損	
		事業活動支出計(2)		
業務活動によるキャッシュ・フロー		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		
<投資活動によるキャッシュ・フロー>	<施設整備等による収支> 【収入】			
施設整備補助金の受入れによる収入	施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入		
	施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入		
有形固定資産の売却による収入	設備資金借入金収入 固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 〇〇売却収入		
有価証券の売却による収入	その他の施設整備等による収入	〇〇収入		
		施設整備等収入計(4)		

新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【新病院会計準則】 (直接法による記載例) 勘定科目【A】 科目区分 大区分	【会計基準】 勘定科目【B】 科目区分 大区分 中区分 小区分			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
<投資活動によるキャッシュ・フロー>	<施設整備等による収支>			
有形固定資産の取得による支出 有価証券の取得による支出 投資活動によるキャッシュ・フロー	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 ○○支出	土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出	施設整備等支出計(5) 施設整備当資金収支差額(6)=(4)-(5)	
<財務活動によるキャッシュ・フロー>	<その他の活動による収支>			
長期借入れによる収入 貸付金の回収による収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入 ○○収入	退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入	その他の活動収入計(7)	
<財務活動によるキャッシュ・フロー>	<その他の活動による収支>			
長期借入金の返済による支出 貸付けによる支出 財務活動によるキャッシュ・フロー 現金等の増加額(又は減少額)	長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出 ○○支出	退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出	その他の活動支出計(8) その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	子備費支出(10) 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)
現金等の期首残高	前期末支払資金残高(12)			
現金等の期末残高	当期末支払資金残高(11)+(12)			

新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

【新病院会計準則】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
【医薬収益】		＜サービス活動増減の部＞ 【収益】			
		介護保険事業収益	施設介護料収益	介護報酬収益 利用者負担金収益（公費） 利用者負担金収益（一般）	
			居宅介護料収益 （介護報酬収益） （利用者負担金収益）	介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益（公費） 介護負担金収益（一般） 介護予防負担金収益（公費） 介護予防負担金収益（一般）	
			居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益	
			利用者等利用料収益	施設サービス利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 食費収益（公費） 食費収益（一般） 居住費収益（公費） 居住費収益（一般） その他の利用料収益	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			その他の事業収益 （保険等査定減）	補助金事業収益 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
入院診療収益 室料差額収益 外来診療収益 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益		医療事業収益	入院診療収益 室料差額収益 外来診療収益 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益 訪問看護療養費収益 訪問看護利用料収益	訪問看護基本利用料収益 訪問看護その他の利用料収益	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
その他の医薬収益			その他の医療事業収益 （保険等査定減）	補助金事業収益 受託事業収益 その他の医療事業収益	
保険等査定減		〇〇事業収益	〇〇事業収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
		〇〇収益	〇〇収益		
		経常経費寄附金収益 その他の収益			
			サービス活動収益計(1)		
【医薬費用】		＜サービス活動増減の部＞ 【費用】			
給与費	給料	人件費	役員報酬 職員給料 非常勤職員給与 派遣職員費 職員賞与 賞与引当金繰入 退職給付費用 法定福利費		他の会計の基準の内容を踏まえて変更
材料費	賞与 賞与引当金繰入額 退職給付費用 法定福利費 給食用材料費 医薬品費 診療材料費 医療消耗器具備品費	事業費	給食費 医薬品費 診療・療養等材料費 介護用品費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 車輛費 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車輛費 〇〇費 雑費		会計一元化により新設 会計基準では「診療・療養等材料費」に計上
委託費	検査委託費 給食委託費 寝具委託費 医事委託費 清掃委託費	事務費	業務委託費		

新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【新病院会計準則】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
設備関係費	保守委託費 その他委託費 器機賃借料 地代家賃 修繕費 器機保守料 固定資産税等 器機設備保険料 車両関係費		賃借料 土地建物賃借料 修繕費 保守料 保険料		
研究研修費	研究費 研修費		研修研究費		会計基準では「研修研究費」に計上
経費	福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 消耗品費 消耗器具備品費		福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 事務消耗品費		消耗品費と消耗器具備品費は、会計基準では事務費の「事務消耗品費」、事業費の「消耗器具備品費」に計上
	水道光熱費 通信費 会議費 広告宣伝費		印刷製本費 水道光熱費 燃料費 通信運搬費 会議費 広報費 手数料		会計基準では「通信運搬費」へ変更 会計基準では「広報費」へ変更
	租税公課 交際費 諸会費 雑費		租税公課 渉外費 諸会費 〇〇費 雑費		会計基準では「渉外費」へ変更
控除対象外消費税等負担額 本部費配賦額		〇〇費用 利用者負担軽減額			新病院会計準則の医業外費用の「診療費減免額」に会計基準の「利用者負担軽減額」が該当 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
設備関係費	減価償却費	減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額			新病院会計準則の「医業貸倒損失」が会計基準の「徴収不能額」に該当 新病院会計準則の「貸倒引当金繰入額」が会計基準の「徴収不能引当金繰入」に該当 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
経費	医業貸倒損失	徴収不能額			
経費	貸倒引当金繰入額	徴収不能引当金繰入			
		その他の費用			
医業利益（又は医業損失）		サービス活動費用計(2) サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			

【医業外収益】		<サービス活動外増減の部> 【収益】			備考
勘定科目		勘定科目			
受取利息及び配当金		借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益			
有価証券売却益		その他のサービス活動外収益	受入研修費収益 利用者等外給食収益 雑収益	為替差益	会計基準では医療事業収益の「補助金事業収益」に計上 会計基準では特別収益の「施設整備等補助金収益」に計上
運営費補助金収益					
施設設備補助金収益					
患者外給食収益					
その他の医業外収益					
		サービス活動外収益計(4)			

【医業外費用】		<サービス活動外増減の部> 【費用】			備考
勘定科目		勘定科目			
支払利息		支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用			
有価証券売却損		利用者外給食費 雑損失		為替差損	会計基準のサービス活動費用の「利用者負担軽減額」に計上 雑損失に計上 社会福祉法人の場合は発生しないことが前提のため繰入せず
患者外給食費用 その他の医業外費用					
診療費減免額					
医業外貸倒損失					
貸倒引当金医業外繰入額					
経常利益（又は経常損失）		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5) 経常増減額(7)=(3)+(6)			

新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【新病院会計準則】	
勘定科目【A】	
科目区分	
大区分	中区分

【会計基準】		
勘定科目【B】		
科目区分		
大区分	中区分	小区分

備考
(A欄の科目に対するB欄の科目等)

【臨時収益】	
固定資産売却益	
その他の臨時収益	

<特別増減の部>		
【収益】		
施設整備等補助金収益	施設整備等補助金収益	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等寄附金収益	設備資金借入金元金償還補助金収益	
	施設整備等寄附金収益	
	設備資金借入金元金償還寄附金収益	
長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	〇〇受贈額	
固定資産受贈額	車両運搬具売却益	
固定資産売却益	器具及び備品売却益	
	〇〇売却益	
事業区分間繰入金収益		
拠点区分間繰入金収益		
事業区分間固定資産移管収益		
拠点区分間固定資産移管収益		
その他の特別収益		
	徴収不能引当金戻入益	
	特別収益計(8)	

【臨時費用】	
固定資産売却損	
固定資産除却損	
災害損失	
資産に係る控除対象外消費税等負担額	
その他の臨時費用	
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	
法人税、住民税及び事業税負担額	
当期純利益(又は当期純損失)	

<特別増減の部>		
【費用】		
基本金組入額		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
資産評価損		
固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損	
	車両運搬具売却損・処分損	
	器具及び備品売却損・処分損	
	その他の固定資産売却損・処分損	
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)		
国庫補助金等特別積立金積立額		
災害損失		
事業区分間繰入金費用		
拠点区分間繰入金費用		
事業区分間固定資産移管費用		
拠点区分間固定資産移管費用		
その他の特別損失		
	特別費用計(9)	
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	
税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		
法人税、住民税及び事業税(12)		
法人税等調整額(13)		
当期活動増減差額(14)=(11)-(12)-(13)		

<繰越活動増減差額の部>		
前期繰越活動増減差額(15)		
当期末繰越活動増減差額(16)=(14)+(15)		
基本金取崩額(17)		
ての他の積立金取崩額(17)	〇〇積立金取崩額	
ての他の積立金取崩額(17)	〇〇積立金積立額	
次期繰越活動増減差額(20)=(16)+(17)+(18)-(19)		旧基準の「収支」を会計基準では「増減」に名称変更

新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【新病院会計準則】			【会計基準】			備考 (B欄の科目に対するA欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
大区分	科目区分	中区分	科目区分	中区分	小区分	
<資産の部>			<資産の部>			
流動資産	現金及び預金 医薬未収金 未収金 有価証券 医薬品 診療材料 給食用材料 貯蔵品 前渡金 前払費用 未収収益 短期貸付金 役員従業員短期貸付金 他会計短期貸付金 その他流動資産 貸倒引当金		流動資産	現金預金 事業未収金 未収金 未収補助金 有価証券 受取手形 医薬品 診療・療養費等材料 給食用材料 貯蔵品 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 前払費用 1年以内回収予定長期貸付金 1年以内回収予定事業区分間長期貸付金 1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金 未収収益 短期貸付金 事業区分間貸付金 拠点区分間貸付金 仮払金 その他の流動資産 徴収不能引当金		会計基準では「事業未収金」 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準では「診療・療養費等材料費」 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準では「前払金」へ変更 会計基準では1年基準の導入により科目を新設 短期貸付金へ計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
固定資産 (有形固定資産)	土地 建物 減価償却累計額 構築物 医療用器械備品 車両及び船舶 その他器械備品 放射性同位元素 その他の有形固定資産 建設仮勘定		固定資産 (基本財産)	土地 建物 定期預金 投資有価証券 土地 建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 建設仮勘定 有形リース資産		※基本財産に該当する固定資産は基本財産へ、該当しないものはその他の固定資産へ計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 減価償却累計額は直接法又は間接法で記載 他の会計の基準の内容を踏まえて変更 会計基準では「その他の固定資産」へ計上
(無形固定資産)	借地権		(その他の固定資産)	土地 建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品		権利 ソフトウェア 無形リース資産
(その他の資産)	有価証券 長期貸付金 役員従業員長期貸付金 他会計長期貸付金 長期前払費用 その他の固定資産 貸倒引当金			投資有価証券 長期貸付金 事業区分間長期貸付金 拠点区分間長期貸付金 退職給付引当資産 長期預り金積立資産 〇〇積立資産 差入保証金 長期前払費用 その他の固定資産		会計基準の「権利」に計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準の「長期貸付金」に計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
資産合計			資産の部合計			
<負債の部>			<負債の部>			
流動負債	短期借入金 未払金 買掛金 支払手形 役員従業員短期借入金 未払費用 預り金 従業員預り金 前受金 前受収益 他会計短期借入金		流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間長期借入金 1年以内返済予定拠点区分間長期借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金		会計基準では「事業未払金」で処理

新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【新病院会計準則】		【会計基準】			備考 (B欄の科目に対するA欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
	賞与引当金 その他の流動負債	賞与引当金 未払法人税等 その他の流動負債			
固定負債	長期借入金 役員従業員長期借入金 他会計長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期前受補助金 その他の固定負債	設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債			純資産の部の「国庫補助金等特別積立金」へ計上
	負債合計	負債の部合計			
<純資産の部>		<純資産の部>			
純資産額		基本金 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	〇〇積立金		純資産額を会計基準では「基本金」、「国庫補助金等特別積立金」、「その他の積立金」、「次期繰越活動増減差額」と、細分化して計上
(うち、当期純利益又は当期純損失)					
	純資産合計	純資産の部合計			
	負債及び純資産合計	負債及び純資産の部合計			